

平成30年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第3605号 特許権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年5月30日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、別紙被告侵害品目録記載の製品を製造し、販売し、又は譲渡の申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告侵害品目録記載の製品を廃棄せよ。
- 10 3 被告は、原告株式会社吾妻製作所に対し、21万7218円及びこれに対する平成29年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告株式会社産業資材センターに対し、21万7217円及びこれに対する平成29年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。
- 7 この判決は、第1項、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。
- 20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売し、又は譲渡の申出をしてはならない。
- 25 2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品及び半製品(別紙被告製品目録記載の構造を具備しているが製品として完成するに至らないもの)を廃棄せよ。

3 被告は、原告株式会社吾妻製作所に対し、175万円及びこれに対する平成29年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告株式会社産業資材センターに対し、175万円及びこれに対する平成29年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 5 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、被告は、原告らが共有する特許権に係る特許発明の技術的範囲に属する製品を製造販売等して原告らの特許権を侵害していると主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づく別紙被告製品目録記載の製品の製造、
10 販売及び譲渡の申出の差止め、同条2項に基づく同製品及び半製品の廃棄を求めるとともに、特許法102条2項に基づき損害賠償金各150万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成29年2月9日（訴状送達の日翌日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

15 2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実。なお、以下、本判決を通じ、特に断らない限り、摘示した証拠は枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

20 ア 原告吾妻製作所は、交通安全用品及び電子機器の開発・製作・販売を主たる業務とする株式会社であり、原告産業資材センターに、車道に設置する視線誘導標に被せるカバー（ポストサイン、ポストウィング。以下「原告製品」という。）の製造を委託し、株式会社吾妻商会（以下「吾妻商会」という。）を販売店として、これを販売している。（甲1～4、36）

25 イ 被告は、道路保安機材の販売、賃貸及び輸出入を主たる業務とする株式会社である。

(2) 原告らの特許権

ア 原告らは、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」という。）を、各 2 分の 1 の持分割合で共有している。（甲 6）

特許番号：特許第 4 5 9 9 4 6 7 号

出願日：平成 2 2 年 3 月 2 9 日

5 優先日：平成 2 1 年 9 月 2 9 日

優先権主張国：日本

登録日：平成 2 2 年 1 0 月 1 日

発明の名称：ポール式視線誘導標用カバー

イ 本件特許に係る出願については、平成 2 2 年 8 月 1 8 日付けで手続補正
10 （以下「本件補正」という。）がされているところ、本件補正後の特許請求
の範囲請求項 1（以下、単に「請求項 1」といい、同請求項に係る発明を「本
件発明」という。下線部は本件補正により補正された部分である。）は、次
のとおりである（なお、以下、本件補正後の明細書及び図面等を併せて「本
件明細書等」という。）。

15 「ポール式視線誘導標に装着されるポール式視線誘導標用カバーであって、
該カバーを、前記ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と、
該筒部の外周面から外方に延出し、前記ポール式視線誘導標の視認幅を
拡張する少なくとも 2 枚の翼部とを備えて構成するにあたり、
前記ポール式視線誘導標用カバーは、ポール式視線誘導標の外周面の上
20 端から下端までを覆うものであり、
各翼部の外方への拡張は、カバー上端から下端に至るまで同じ視認幅を
有したものであり、
かつ、視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施さ
れていることを特徴とするポール式視線誘導標用カバー。」

25 (3) 構成要件の分説

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、分説した構成

要件をそれぞれの符号に従い「構成要件A」などという。）。)

- A ポール式視線誘導標に装着されるポール式視線誘導標用カバーであつて、
- B 1 該カバーを、前記ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と、
- 5 B 2 該筒部の外周面から外方に延出し、前記ポール式視線誘導標の視認幅を拡張する少なくとも2枚の翼部とを備えて構成するにあたり、
- C 前記ポール式視線誘導標用カバーは、ポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆うものであり、
- D 各翼部の外方への拡張は、カバー上端から下端に至るまで同じ視認幅を
- 10 有したものであり、
- E かつ、視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されていること
- F を特徴とするポール式視線誘導標用カバー。

(4) 被告の行為

15 被告は、ポストフレックスシリーズの一つとして、遅くとも平成28年5月20日頃以降、別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）を、製造、販売し、譲渡の申出をしている。なお、被告は、被告製品（カバー）とポストフレックス本体（以下、単に「ポストフレックス」という場合がある。）をセットにした商品を「ワイドカバータイプ」として販売している（以下、このセット商品を「本件商品」という。）。本件商品のカタログ掲載価格は3万

20 4500円であるが、実際の販売単価は●（省略）●円である。

被告が製造販売した被告製品には、少なくとも下記写真に撮影された製品が含まれる。（甲7）



(5) 被告製品の構成

被告製品は、少なくとも次の構成（以下「構成 a」などという。）を有する。

- a ポストフレックス（正面視でベース部分を含め縦幅 80 c m，横幅 7.7 c m）に装着されるポストフレックス用カバーであって，
- b 1 ターポリン製保護カバーと，フラットな表示板をポストフレックス前面に固定するためのトグラーと，
- b 2 トグラーによって，ポストフレックス前面に固定されるプラスチック板，別のターポリン製保護カバー及び反射カバー（高輝度反射シート）からなる前記フラットな表示板とを備えて構成するに当たり，
- c ポストフレックスを上端から 70 c m 挟み込み，
- d 前記フラットな表示板は，正面視で縦幅 70 c m，横幅 20 c m の長方形であり，
- e 文字が前記フラットな表示板のフラットな表示面に左右所定の余白を設けて施されている。
- f ポストフレックス用カバー

3 争点

被告製品が構成要件 D を充足することについては，当事者間に争いがない。ま

た、構成要件Fの充足性について当事者間に争いがあるが、他の構成要件と争点が重複するので、本件の争点は次のとおりとなる。

(1) 被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）

ア 被告製品が構成要件Aを充足するか（争点1-1）

5 イ 被告製品が構成要件B1を充足するか（争点1-2）

ウ 被告製品が構成要件B2を充足するか（争点1-3）

エ 被告製品が構成要件Cを充足するか（争点1-4）

オ 被告製品が構成要件Eを充足するか（争点1-5）

(2) 被告製品による均等侵害の成否（争点2）

10 (3) 本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか（争点3）

ア 無効理由1（争点3-1）

イ 無効理由2（争点3-2）

ウ 無効理由3（争点3-3）

15 エ 無効理由4（争点3-4）

オ 無効理由5（争点3-5）

カ その他の無効理由（争点3-6）

(4) 差止めの必要性（争点4）

(5) 原告らの損害額（争点5）

20 第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1（被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか）について

(1) 争点1-1（被告製品が構成要件Aを充足するか）について

（原告らの主張）

ア ポストフレックスは、構成要件A（構成要件B1、B2、C、Fも同様）

25 の「ポール」に該当する。

構成要件Aの「ポール式」とは、まっすぐで細長い形状のものを意味し（甲

22の1～3），断面が凸型のものも除外されない。ポストフレックスは、カバー（被告製品）を外した状態（下記写真左側参照）をみれば明らかとおり、細長い棒状の「ポール式」である。請求項1や本件明細書等には「ポール式」が円柱状であるとの記載は存在しないので、本件発明の「ポール式」を円柱状に限定すべき理由はない。



イ ポストフレックスは、構成要件A（構成要件B 1，C，Fも同様）の「視線誘導標」に該当する。

ポストフレックスは、被告のウェブサイト（甲9）に「視線誘導標ポストフレックス」との表記があるとおり、「視線誘導標」である。被告は、視線誘導標は複数設置されることにより初めてその効果が発揮されると主張するが、請求項1は「視線誘導標」を複数に限定していない。

ウ 以上のとおり、被告製品は「ポール式視線誘導標に装着されるポール式視線誘導標用カバー」であるから、構成要件Aを充足する。

（被告の主張）

ア 構成要件Aの「ポール式」とは、切断面が円形のものをいうところ、ポストフレックスの切断面は凸型なので、構成要件Aを充足しない。

本件明細書等の段落【0020】及び【図7】には「下側ほど径が大きいポール式視線誘導標」が記載されているから、本件発明の「ポール」は、辞書等に記載されている細長いまっすぐな形状をしたものではない。

また、本件明細書等の【図3】及び【図4】に描かれたポールの形状は円

柱状であり、段落【００２０】には、「筒部」，「径が大きい」などの記載がある。

さらに、本件発明の効果に係る段落【０００７】には、フラットな表示面の効果として、「曲面による視線誘導標の歪みを防止」することができる旨の記載がある。これは、ポール式視線誘導標が曲面で構成され、フラットな表示面を有しないことを意味するものである。

そうすると、本件発明における「ポール式」は、切断面が円形のものを前提としていると解すべきである。ポストフレックスの切断面は凸型であって円形ではないので、構成要件Ａの「ポール式」には当たらない。

イ ポストフレックスは、構成要件Ａの「視線誘導標」に該当しない。

視線誘導標とは、道路上に一定間隔で複数設置され、道路の形状やセンターラインの位置を運転者に知らせるものである。視線誘導標は、複数設置されることによって初めて視線誘導の効果が発揮されるから、単体で運転者に「立入禁止」であることを知らせる注意喚起用のものなどは、単なる看板であって視線誘導標ではない。

ウ このように、ポストフレックスは「ポール式視線誘導標」ではないから、被告製品は構成要件Ａを充足しない。

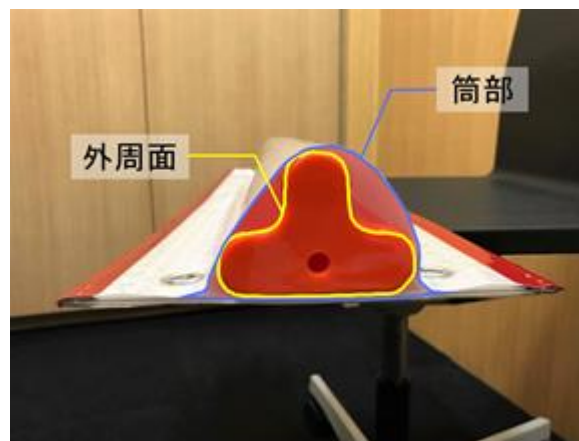
(2) 争点２（被告製品が構成要件Ｂ１を充足するか）について
(原告らの主張)

被告製品は、構成要件Ｂ１（構成要件Ｂ２，Ｅも同様）の「筒部」を備え、当該「筒部」はポール式視線誘導標の外周面を覆っているので、構成要件Ｂ１を充足する。

構成要件Ｂ１の「筒部」とは、ポール式視線誘導標用カバーのうち、ポール式視線誘導標の外周面を覆う部分であって、細長くて中空になっているものを意味する。被告は、「筒」が、「円く細長くて中空になっているもの。」を意味すると主張するが、筒には四角形状の「角筒」（甲２３）や「三角筒」（甲

24) なども存在し、まるい筒を意味する「円筒」という用語もあるとおり、「筒」自体にはその形状を限定する意味はない。

5 被告製品においては、ターポリン製保護カバーがポストフレックスのフラットな表示面以外の外周面を覆い、フラットな表示面がポストフレックスの前方外周面を覆っているから、ポストフレックスは、ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面によって外周面を覆われている（下記写真参照）。被告製品のターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は、ポストフレックスの外周面を覆い、かつ細長くて中空になっている形状であるから、「筒部」に該当する。

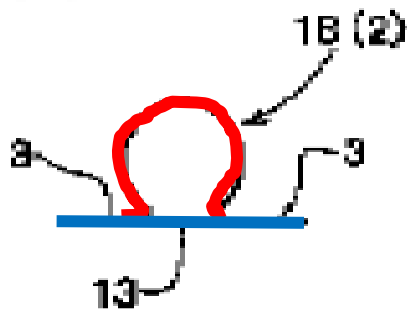


10 (被告の主張)

被告製品は構成要件B 1の「筒部」を備えていないので、構成要件B 1を充足しない。

ア 「筒」とは、「円く細長くて中空になっているもの」を意味する（乙1）。

15 被告製品はフラットな表示板を有するところ、本件明細書等においてこれに対応するのは【図9】である。同図に示されたカバーの構成は下記のとおりであり、「筒部」(2) (赤色部分)と「フラットな表示面」(13) (青色部分)によって囲まれている。

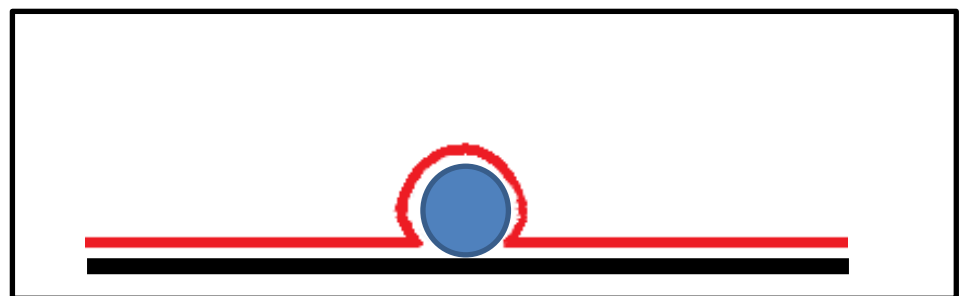


そして、【図 9】では、背面視(E)、側面視(B)、(D)には「筒部」(2)が記載されているが、正面視(C)の「フラットな表示面」(13)には「筒部」(2)の記載はない。【図 10】の(C)及び(D)も同様である。このような記載に照らすと、本件発明の筒部 2 は、視線誘導標を取り囲む構成のうち、フラットな表示面以外の部分（上記赤色部分）である。

また、構成要件 B 1 の文言上も、視線誘導標の外周面を覆う部分全域が「筒部」であると規定されているわけではない。

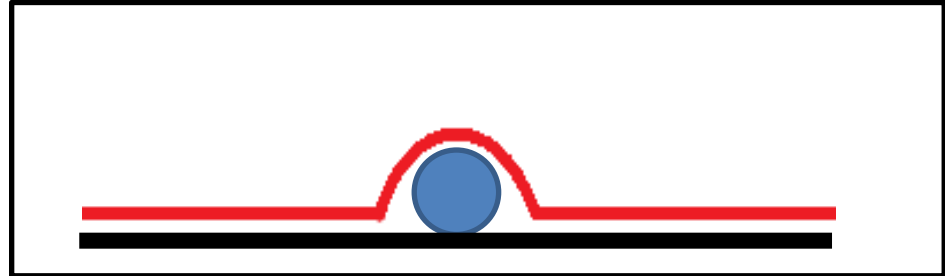
さらに、「ポール式視線誘導標」は切断面が円形であるから、その外周面を覆う「筒部」も曲面を有しなければならないが、フラットな表示面は曲面ではないので、この点からも、フラットな表示面は「筒部」を構成しない。

イ 本件明細書等の【図 9】は、以下のとおり、カバーがΩ型の形状であり、視線誘導標の外周の大半を取り囲んでいるから、「円くて細長くて中空」の形状といえることができる。



他方、被告製品のターポリン製保護カバーの形状は、以下のとおり、カバ

一は山型で裾が広がっているから、「円くて細長くて中空」の形状とはいえず、カバーは「筒部」を構成しない。



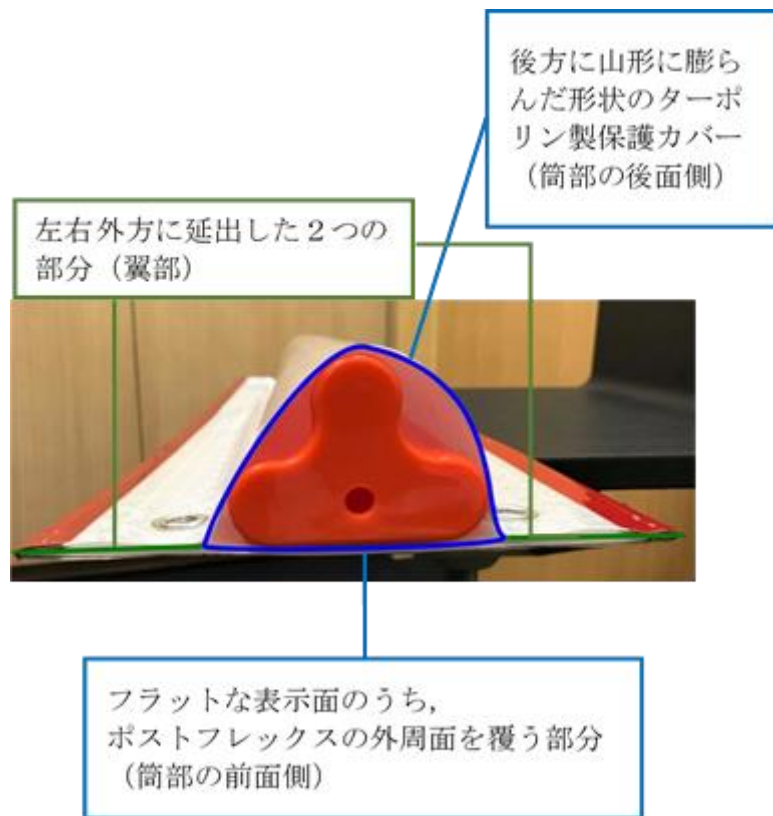
したがって、被告製品には構成要件B 1の「ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部」は存在しない。

(3) 争点1－3（被告製品が構成要件B 2を充足するか）について
(原告らの主張)

被告製品は「該筒部の外周面から外方に延出し、前記ポール式視線誘導標の視認幅を拡張する少なくとも2枚の翼部」を備えているので、構成要件B 2を充足する。

被告は、被告製品は「2枚の翼部」を備えていないと主張するが、「翼」とは「建物などの左右に張り出した部分。」を意味する。構成要件B 2の「2つの翼部」とは、実際に2枚のカバーが存在することではなく、筒部から左右に延出する形状となっていることを表現するにすぎないから、筒部から左右に延出する形状を備えていれば、「2枚の翼部」は存在する。

被告製品において、フラットな表示面のうち、ポストフレックスの外周面を覆う部分から左右外方に延出した2つの部分は、下記写真のとおり、「外周面から外方に延出し」たものである。そして、円状の筒部に対し、長方形の形状をしていることにより、筒部から左右に張り出すこととなり、視認幅を拡張することができるから、「2枚の翼部」を構成するといえることができる。



したがって、被告製品は、構成要件B 2を充足する。

(被告の主張)

被告製品の翼部は「2枚」ではないから、同製品は構成要件B 2を充足しない。

5

本件特許の請求項2において、フラットな表示面は、「一对の翼部が平面視で直線的に連続する」，「翼部が正面視で視認幅全域にわたる」とされているから、フラットな表示面は全域が翼部である。本件発明の「2枚の翼部」は、「筒部」から左右に「延出」して視線誘導標の視認幅を拡張することに特徴があるから、翼部が正面視で視認幅全域にわたってしまつては、もはや「2枚の翼部」があるということとはできない。

10

(4) 争点1－4 (被告製品が構成要件Cを充足するか) について

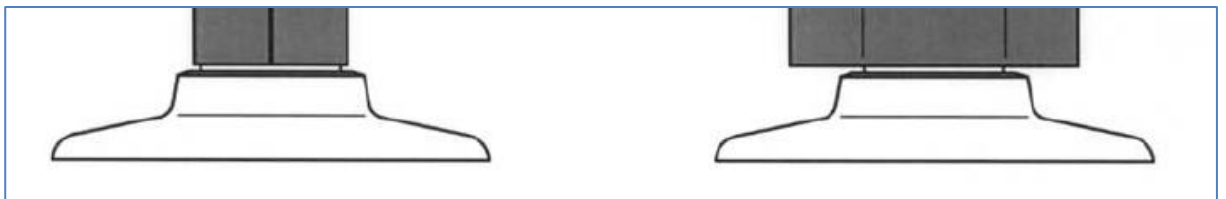
(原告らの主張)

被告製品のカバーは、ポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆うものであるから、構成要件Cを充足する。

15

一般に、「下端」とは「物の下の方の外に近い所」を意味するのであり、構成要件Cは、ポール式視線誘導標の外周面の下の方の外に近い所までを覆うことを意味する。本件明細書等においても、ベース部とカバー部分の間に一切の露出がないと限定する記載はなく、本件明細書等の【図3】には、カバーとベース部との間に一定の隙間があることが示されている。これによれば、本件発明は、ベース部とカバーとの間に露出部分が存在することを予定している。

【図3】（抜粋）



さらに、本件発明の効果に係る本件明細書等の段落【0007】によれば、本件発明の技術的意義は、ポール式視線誘導標に新品時を超える視認性を付与することにある。このような技術的意義からすれば、本件発明の構成要件として、運転手等の視覚から外れるベース部分付近を露出なく覆うことは必須ではない。

被告製品は、「ベース部の上部5 cmまで」を覆う構成であり、ベース部の上部約5 cmはポストフレックスの外周面の下の方の外に近い所であるから、構成要件C（構成要件Dも同様）の「下端」に該当する。

したがって、被告製品は、構成要件Cを充足する。

（被告の主張）

被告製品のカバーは、ポール式視線誘導標の外周面の「下端」までを覆うものではないので、構成要件Cを充足しない。

ポストフレックスのベース部を除いた長さは75 cmであるところ、被告製品のターポリン製保護カバーは、ポストフレックスの後ろ側の上端から70 cmしか挟んでいない。一般的に、高さ75 cmの製品において、下から5 cm離れた位置を「下端」ということはできない。

被告製品の設計図面（甲 8）を見ても、ベース部とカバーの間に段差が設けられており、これは、本件図面の【図 3】における一定の隙間とは全く異なる。

また、原告らは、審査段階において原告らが特許庁に提出した平成 22 年 8 月 18 日付け意見書（甲 15。以下「本件意見書」という。）において、各翼部の外方への延出幅が上端から下端までを覆うものであり、もって新品時を超える視認性が付与されると明確に述べているから、原告らの主張は禁反言の原則に抵触する。

さらに、新品時を超える視認性を付与するという本件発明の効果は、本件発明のカバーが、ポール式視線誘導標のポール部を上端から下端まで同じ視認幅で覆い、かつ、視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されて初めて達成される。

以上によれば、被告製品は、構成要件 C を充足しない。

(5) 争点 1－5（被告製品が構成要件 E を充足するか）について
(原告らの主張)

被告製品には「視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ので、同製品は構成要件 E を充足する。

ア 「視線誘導するための模様」について

本件明細書等の段落【0033】及び【0035】の記載からすれば、構成要件 E の「視線誘導するための模様」とは、縞模様限定されず、文字や絵柄などを含む。仮に、「模様」に純粋な文字が含まれないとしても、装飾的な文字は、模様に含まれる。

道路視線誘導標協会のウェブページ（甲 14）の「製品一覧」にも「文章表示タイプ」の製品が掲載されており、文字を印字するタイプの製品であっても「視線誘導標」であることが前提とされている。

また、色付けされた反射性の幾何学模様があることにより、カバーが目立つようになり、視認性が向上し、これに接した看者の視線が誘導されること

になるから、文字や記号の有無にかかわらず、当該模様のみでも「視線誘導するための模様」に当たる。

イ 「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成について

5 (ア) 被告製品には、以下のとおり、複数のパターンが存在している。



被告製品①



被告製品②



被告製品③



被告製品④

(イ) 上記被告製品①、③及び④のように、被告製品のフラットな表示面において、ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字及び／又は記号が記載されている場合、文字及び／又は記号が「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ことは明らかである。

10 (ロ) 被告製品②のように、被告製品のフラットな表示面において、文字及び／又は記号がポストフレックスの外周面を覆う部分の幅とほぼ同一に印字されている場合であっても、被告製品のターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付けされ、幾何学模様が全体的に施されているから、被告製品のうち筒部及び翼部に相当する構成には、全体的に色付けされた幾何学模様が施されているといえることができる。

したがって、「視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」という構成要件Eを充足する。

20 仮に、幾何学模様が「視線誘導するための模様」に該当せず、文字が「筒

部から翼部に至るよう連続して施されてい」ないとしても、色付けされた幾何学模様の上に文字が記載されることにより、全体として異なる色の組み合わせからなる模様となり、色付けされた反射性の幾何学模様があることによって、カバーが目立つようになり、視認性が向上し、これに接した
5 看者の視線が誘導されることになる。

したがって、文字と幾何学模様の組み合わせを全体としてみれば、「視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」
という構成要件Eを充足する。

(被告の主張)

10 被告製品は「視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ものではないので、構成要件Eを充足しない。

ア 「視線誘導するための模様」について

構成要件Eの「視線誘導するための模様」には「文字」や「絵柄」は含まれない。本件明細書等の段落【0013】、【0027】には「縞模様」に
15 ついての記載があるのみで、「文字」や「絵柄」は記載されていない。

また、本件意見書においても、「文字や模様」と記載され、文字と模様が別のものであることが前提とされている。

さらに、一般的な用法としても、「模様」とは「織物・染物・彫刻などの装飾に施す種々のかたち」を意味し（乙1）、装飾であってそれ自体の語義
20 やメッセージを観念できないものをいうので、意義やメッセージを観念し得る「文字」や「絵柄」は「模様」ではない。

イ 「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成について

仮に、構成要件Eの「視線誘導するための模様」に「文字」や「絵柄」が含まれるとしても、上記被告製品②は、その文字の幅に照らし、構成要件E
25 の「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成を充足

しない。

原告らは、ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面に施されている幾何学模様も構成要件Eの「模様」とであると主張するが、この幾何学模様は、これらの素材にもともと施されている地模様であり、視線誘導するための模様ではない。本件明細書等の段落【0015】、【0016】にも、EVAターポリン等の素材の地模様が「視線誘導するための模様」との記載はない。

また、上記の幾何学模様は視線誘導するための模様ではないので、文字及び／又は記号と組み合わせたとしても、「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成を充足するものではない。

加えて、被告製品①、③及び④についても、左右に所定の余白があるから、

「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」とはいうことはできない。

2 争点2（被告製品による均等侵害の成否）について

（原告らの主張）

構成要件Cに関し、仮に、被告製品がポール式視線誘導標の外周面の上端から最下端までは覆っておらず、かかる点に本件発明と被告製品との間に相違点があるとしても、被告製品には本件特許権に対する均等侵害が成立する。

(1) 本件明細書等の段落【0005】の記載によれば、従来のポール式視線誘導標用カバーの技術課題は、新品時を超える視認性をポール式視線誘導標に付与することであり、本件発明は、かかる課題を解決するため、「ポール式視線誘導標の外周を覆う筒部と、該筒部の外周面から外方に延出し、ポール式視線誘導標の視認性を拡張する翼部」という構成を採用している。本件発明における特徴的部分は、上記構成であり、カバーにより視線誘導標を露出部分なく覆うことではないから、前記相違点は、本件発明の本質的部分ではない。

(2) 本件発明の構成要件Cを被告製品の構成c（「上記ポール式視線誘導標用カバーは、ポール式視線誘導標の外周面の上端から、ベース部の上部約5cmま

でを覆うものであり」）のとおり置換したとしても、本件発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。

(3) 視線誘導標を上端からベース部に至るまで隙間なく覆うことに特段の技術的意義はない以上、ベース部の上部に隙間を設けることは、当業者が容易に想到可能な設計事項にすぎない。

(4) 原告が本件意見書（甲 1 5）によって本件発明の構成から除外したのは、単に筒状のカバーを被せる構成（甲 1 6）と、中央の表示部と翼部とに各別の文字や模様を施す構成（甲 1 7）であり、視線誘導標にカバーを被せた際に一定の露出部分が生じる構成を意識的に除外したことはない。

(被告の主張)

構成要件 C は、補正により追加されたものであるが、特許出願の手続においてあえて限定した構成について、その技術的範囲を拡張する主張をすることは、包袋禁反言の原則により許されない。

原告らがした本件補正は、実願 2 0 0 7 - 6 1 9 0 公報（甲 1 6。以下「甲 1 6 公報」という。）を認識した上でされたことが明らかであるから、客観的、外形的にみて、出願時に容易想到であった構成 c が減縮前の特許請求の範囲に包含されると認識しながら、あえて構成 c を除いて減縮したといえる。構成 c は意識的に除外されているから、原告ら主張の均等論は成立しない。

3 争点 3（本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか）について

(1) 争点 3 - 1（無効理由 1）について

(被告の主張)

本件発明は、甲 1 6 公報に記載された発明に周知慣用技術（乙 3 ~ 1 0）を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるから、特許無効審判により無効にされるべきものである。

ア 甲 1 6 公報には、「筒状に形成された表示部本体と、該表示部本体の外周

面に設けられた光反射体とから構成され、路面に立設された柱状の視線誘導標識に嵌挿されることを特徴とする視線誘導標」の考案（以下「甲 1 6 考案」という。）が記載されている。

甲 1 6 考案は、①筒状の視線誘導標に装着される筒状の視線誘導標用のカバーであり、②該カバーには、前記筒状の視線誘導標の外周面を覆う筒状の部分がある、③筒状の視線誘導標用のカバーであるということが出来る。同①～③は、それぞれ構成要件 A、B 1 及び F に対応するから、本件発明と甲 1 6 考案は、構成要件 A、B 1 及び F で一致し、構成要件 B 2、C、D 及び E で相違する。

イ 一致点及び相違点について

(ア) 構成要件 C については、原告ら自身が設計事項であると主張しており、この点で本件発明に進歩性が認められることはない。

(イ) 本件特許出願当時、下記写真（乙 1 0）のように、①フラットな表示面を有し、②フラットな表示面の形状が正面視で長方形であり、③その表示面には文字が記載されている看板は周知慣用技術であった（甲 1 7、乙 3 ～ 1 0。以下、この周知慣用技術を「本件周知技術」という。）。上記①～③の構成は、それぞれ構成要件 B 2、D 及び E に相当する。



ウ 容易想到性について

ポール状の視線誘導標のカバーである引用発明 1 に、フラットな表示面に

文字が書かれた看板である本件周知技術を組み合わせる相違点に係る各構成とすることは、その動機、示唆があり、自明の課題でもあるので、本件特許出願当時の当業者であれば容易に想到し得ることであった。

5 引用発明 1 は、車線誘導のために路面上に設置される視線誘導標であるところ、視線誘導標と看板は、いずれも視認性の向上を課題とするものであり、その技術分野は密接に関連している。本件明細書等の【図 9】のフラットな表示面も、これを取り出してみると看板にほかならない。

10 また、例えば、特開 2 0 0 0－2 0 4 5 2 4 公報（乙 7。以下「乙 7 公報」という。）の段落【0 0 1 9】，【図 1 4】及び【図 1 5】には、視認性の向上という課題が示唆されるとともに、看板 1 5 をシート 2 0 に取り付けて、一体としてカラーコーンに被せるカバーを形成するという構成が開示されている。このように、看板とカバーの作用、機能、効果は共通しており、技術分野は異ならない。

（原告らの主張）

15 ア 甲 1 6 考案の構成、並びに本件発明 1 と甲 1 6 考案との一致点及び相違点については認める。

イ 被告の主張する本件周知技術に関し、フラットな表示面を備え、当該表示面は正面視で長方形であり、当該表示面に文字が記載されている看板が、看板の技術分野において周知慣用技術であったことは認める。しかし、本件周知技術は、看板に関するもので、ポールの外周面を覆うカバーに関するものではないので、本件周知技術は前記各相違点に相当するものではない。周知技術は同一の技術分野において周知である場合に適用が肯定されるものであるところ、甲 1 6 考案と看板とは技術分野を異にすることから、本件周知技術は同発明に適用される基礎を欠く。

25 ウ 被告の指摘する乙 7 公報の段落【0 0 1 9】，【図 1 4】等を根拠にして、甲 1 6 考案に本件周知技術を組み合わせる動機があると主張するが、乙 7 の

看板付きシートは、看板とシートを区別しており、看板を含めてカバーを形成する発明は開示されていない。

(2) 争点 3－2（無効理由 2）について

（被告の主張）

5 本件発明は、甲 1 6 考案に特開 2 0 0 7－2 6 9 0 5 5 公報（乙 8。以下「乙 8 公報」という。）に記載された発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるから、特許無効審判により無効にされるべきものである。

10 ア 乙 8 公報の段落【0 0 0 8】，【0 0 2 6】，【0 0 3 4】，【0 0 4 0】，
 【0 0 4 4】，【図 1】，【図 3】，【図 5】及び【図 7】によれば、同公報には、①筒状の看板又は横風監視装置、②フラットな表示面の看板又は横風監視装置、③スリーブ部と、該スリーブ部の外周面から外方に延出する 2 つの羽根部を備え、各羽根部の外方への拡張は、スリーブ部の上端から下端に至るまで同じ視認幅を有している看板ないし横風監視装置の発明（以下
15 「乙 8 発明」という。）が記載されている。

 イ 甲 1 6 考案に乙 8 発明を適用すると、スリーブ部（筒部）と、該スリーブ部の外周面から外方に延出する 2 つの羽根部（翼部）を備え、各羽根部の外方への拡張は、スリーブ部の上端から下端に至るまで同じ視認幅を有しており、視認誘導するための模様がスリーブ部から羽根部に至るように連続して
20 施された表示のカバーが構成されることになる。これは、構成要件 B 2，D 及び E に対応するものである。

 ウ 乙 8 公報には、上記①ないし③の発明が一つの発明として記載され、上記①及び②の実施形態による表示を上記③の実施形態によっても表示できることが示されている。そうすると、同公報には、筒状の形態（上記①）から、
25 羽根部が外方に拡張した形態（上記③）に置換し得ることが示唆されている
 ということができる。また、上記横風監視装置は、電柱 P の外周を覆うもの

であるから、「カバー」である。

そして、甲 1 6 考案も乙 8 発明も、同じく走行中の運転者に注意喚起する発明であるから、技術分野は共通しており、本件特許出願当時、視線誘導標の視認性の向上は当業者にとって自明の課題であり、乙 8 発明に係る構成に
5 において視認性が向上することは自明である。

このように、甲 1 6 考案に乙 8 発明を適用することの示唆も動機付けもあるから、甲 1 6 考案に乙 8 発明を適用した上記の発明に想到することが当業者にとって容易であったことは明らかである。

(原告らの主張)

10 ア 乙 8 発明の内容に関する被告の主張は認めるが、乙 8 公報には、看板ないし横風監視装置の発明が記載されているのみであって、カバーの発明が記載されていないから、乙 8 発明は、本件発明と甲 1 6 考案の前記相違点に係る構成を備えておらず、甲 1 6 考案と乙 8 発明を組み合わせても、本件発明には至らない。

15 イ 乙 8 発明は、沿線全域にわたって、走行中の鉄道車両が受ける横風を簡易に監視することのできる看板ないし横風監視装置の発明であって、カバーの発明ではないから、本件発明及び甲 1 6 考案とは技術分野が異なり、作用、機能、効果も全て異なる。

さらに、甲 1 6 公報及び乙 8 公報には、本件発明の課題である「劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を回復させること」、「新品時を超える良好な視認性をポール式視線誘導標に付与する」ことが一切記載されていない。乙 8 発明の羽根部についても、横風を受けて羽根部材を回転させるための部材であって、視認性とは何ら関係がない（乙 8 公報の段落【0001】）。

25 このように、甲 1 6 考案と乙 8 発明を組み合わせる動機付けは存在しない。

(3) 争点 3－3（無効理由 3）について

(被告の主張)

本件発明は、甲 1 6 考案に米国特許第 4 7 9 8 0 1 7 号明細書（乙 1 2。以下「乙 1 2 明細書」という。）に記載された発明（以下「乙 1 2 発明」という。）を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるから、特許無効審判により無効にされるべきものである。

ア 乙 1 2 明細書には、正面視が長方形であるフラットな表示面を備え、その表示面には視線誘導のための模様が記載されている視線誘導標が開示されている。

イ 甲 1 6 考案に乙 1 2 発明を組み合わせると本件発明に係る構成となる。乙 1 2 発明は交通方向看板に関するものであり、甲 1 6 考案と同様に視線誘導標の技術分野の発明であるから、当業者であれば甲 1 6 考案に乙 1 2 発明を適用して本件発明に係る構成を容易に想到し得る。

(原告らの主張)

ア 乙 1 2 発明の内容に関する被告の主張は認めるが、乙 1 2 明細書には、カバーの発明が一切記載されていないから、本件発明と甲 1 6 考案の相違点に係る構成を備えておらず、甲 1 6 考案と乙 1 2 発明を組み合わせても本件発明には至らない。

イ 乙 1 2 発明は、カバーの発明ではないから、本件発明及び甲 1 6 考案と技術分野が異なる。また、甲 1 6 公報及び乙 1 2 明細書には、本件発明の課題である「劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を回復させること」、「新品時を超える良好な視認性をポール式視線誘導標に付与する」ことが一切記載されていないので、甲 1 6 考案に乙 1 2 発明を組み合わせる動機付けは存しない。

(4) 争点 3－4（無効理由 4）について

(被告の主張)

本件発明は、乙 1 2 発明に乙 8 発明を組み合わせることにより、当業者が容

易に想到し得たものであるから、特許無効審判により無効にされるべきものである。

ア 乙１２発明に乙８発明を適用すると、スリーブ部（筒部）と、該スリーブ部の外周面から外方に延出する２つの羽根部（翼部）を備え、各羽根部の外方への拡張は、スリーブ部の上端から下端に至るまで同じ視認幅を有しており、視線誘導するための模様がスリーブ部から羽根部に至るように連続して施された表示が構成されるが、これは、構成要件Ｂ２、Ｄ及びＥに対応する。

したがって、乙１２発明に乙８発明を適用しても、本件発明の特徴的な構成である構成要件Ｅを有する構成に至る。

イ 乙８発明の横風監視装置は、前述のとおり、電柱Ｐの外周を覆うから、「カバー」である。そして、乙８公報においては、円柱状の表示（【図１】）のみならず、フラットな表示面に施された表示（【図３】）を、羽根部を有する構成（【図５】等）に置き換える動機が示唆されている。

そうである以上、乙１２発明の標示を乙８公報の【図５】等の標示と置き換え、乙８発明の筒部と羽根部にわたる視線誘導のための模様（乙１２発明の交通誘導看板に施された模様）を施すことも、容易に想到し得る。

（原告らの主張）

本件発明がポール式視線誘導標用カバーに関するものであるのに対して、乙１２発明は視線誘導標に関するものである点で異なっており、本件発明と乙１２発明の一致点が全く存しない。

また、乙８公報において、【図３】の表示と【図５】の表示は、それぞれ別の発明として記載されており、置き換えるようなものではない。

以上のとおり、乙１２発明に乙８発明を適用しても本件発明に至ることはなく、また、乙１２に乙８を組み合わせることの動機付けもない。

（５）争点３－５（無効理由５）について

（被告の主張）

本件発明は、甲 1 6 考案に米国特許第 5 2 0 5 2 3 6 号明細書（乙 1 5。以下「乙 1 5 明細書」という。）に記載された発明（以下「乙 1 5 発明」という。）を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるから、特許無効審判により無効にされるべきものである。

5 ア 乙 1 5 明細書には、次の構成が開示されている。

- ① 高速道路の車道の境界に設置されるマーカー（標識）を構成するポストであって、
- ② 該ポストを、補強用芯材（stiffener core 27）の外周面を覆うカバーとして機能する中央部（筒部）と該中央部（筒部）の外周面から外方に延出する 2 つの側部（翼部）とを備えて構成するにあたり、
- ③ 前記ポストは、マーカーの補強用芯材（stiffener core 27）の外周面の上端から下端までを覆うものであり、
- ④ 各側部（翼部）の外方への拡張は、視線誘導標の上端から下端に至るまで同じ視認幅を有したものであることを
- ⑤ 特徴とするマーカー（標識）

15

イ 次のとおり、甲 1 6 考案に乙 1 5 発明を組み合わせることで、構成要件 B 2、C、D、E を備えることになる。

（ア）構成要件 B 2

甲 1 6 考案のカバーに上記ア②の構成を組み合わせることで、「中央部（筒部）と該中央部（筒部）の外周面から外方に延出する 2 つの側部（翼部）」を備えることになる。そして、甲 1 6 考案の表示部分本体（カバー）は、視線誘導標識（視線誘導標）に嵌挿されているから、上記 2 つの翼部は、「ポール式視線誘導標の視認幅を拡張する」ことになり、構成要件 B 2 を備える。

20

（イ）構成要件 D

甲 1 6 考案に上記ア④の構成を組み合わせることで、甲 1 6 考案の表示

25

部本体（カバー）は、構成要件Dを備える。

(ウ) 構成要件C

甲16考案に上記ア③の構成を組み合わせることで、表示部全体（カバー）は、「ポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆う」ことになり、構成要件Cを備える。

(エ) 構成要件E

甲16考案には、視線誘導するための模様が施されており（【図1】，段落【0015】），これに上記ア④を組み合わせると、「中央部（筒部）と該中央部（筒部）の外周面から外方に延出する2つの側部（翼部）」が構成される。視線誘導標の視認性の維持を目的とする甲16考案において、「2つの翼部」に上記模様を施すことは容易であるから、構成要件Eを備えることになる。

ウ 甲16考案は視線誘導標のカバーに関するもので、乙15発明はマーカ（標識）に関するものであるから、両者の技術分野は同一である。そして、視線誘導標やマーカ（標識）において、視認性の向上は自明の課題であるから、乙15発明を甲16考案に適用する動機付けがある。

原告らは、乙15発明には、本件発明の課題である視線誘導標の視認性の回復等の課題が開示されていないと主張する。しかし、本件発明の固有の課題は、視線誘導標のカバーの形状を限定した点にある。当業者であれば、視線誘導標のカバーの形状について、様々な交通誘導看板や視線誘導標の形状を組み合わせるのは当然であるから、甲16考案に乙15発明を組み合わせるのに何らの障害はなく、むしろ組み合わせる動機が存在する。

また、乙15発明は、高速道路のマーカ（標識）用の芯材のみならず、それに被せてマーカ（標識）として使用するポストを開示している。マーカ（標識）は、運転者から視認されて初めてその役割を果たし得るのであり、乙15発明においては、交換することでポール式視線誘導標の視認性が

回復され、かつ、芯材本体を超える視認性の付与がなされているから、本件発明と作用、機能、効果が同一である。

したがって、甲 1 6 考案に乙 1 5 発明を組み合わせることにより、当業者が本件発明の構成に想到するのは容易である。

5 エ 無効理由 5 の主張及び証拠（乙 1 5）が時機に後れたものであるとの原告らの主張は争う。

（原告らの主張）

ア 被告による無効理由 5 に関する主張並びに証拠（乙 1 5）の申出は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

10 イ 乙 1 5 発明の内容は次のとおりである。

車線の境界を示すのに用いられるハイウェイの看板（サイン）又はマーカ
ー（標識） 1 1 であって、

該看板は、フレキシブル要素 1 7 で接続させたベースとポスト 2 3 からな
り、

15 前記ポスト 2 3 は、縦方向に全長にわたって延びる貫通穴 2 5 を有し、
前記貫通穴 2 5 は、ほぼ楕円形であり、短径よりも大きい長径を有し、
補強用芯材（コア） 2 7 は、前記ポスト 2 3 の下端から上方に向かって前
記貫通穴 2 5 内に延在し、

20 前記補強用芯材（コア） 2 7 の上端は、前記ポスト 2 3 の上端よりも下の
位置で終端し、

前記ポスト 2 3 及び前記補強用芯材（コア）は、その厚みよりも広い幅を
有する

車線の境界を示すのに用いられるハイウェイの看板（サイン）又はマーカ
ー（標識）

25 ウ 乙 1 5 発明は、「車両のバンパーがポストに衝突すると、ポスト自体が損
傷し、フレキシブル要素以外の部分で曲がってしまう可能性がある」という

課題を解決するために、ポストに補強用芯材（コア）を設け、当該補強用芯材（コア）によって、車両が衝突した際に、エラストマー要素の部分でポストを撓ませることができるようにした発明である。補強用芯材（コア）27は、ポスト23を補強するものにすぎず、「ポスト23」は、補強用芯材（コア）27のカバーとして機能するものではなく、ポスト本体そのもののことであり、本件発明の「ポール式視線誘導標」に相当する構成である。

したがって、補強用芯材（コア）27は、ポスト本体とはいえないものであるから、「ポスト23」は、補強用芯材（コア）を覆うものであるとしても、ポスト本体を覆うカバーと呼べるものではなく、ポスト本体そのものである。

このように、乙15発明には、看板（サイン）又はマーカー（標識）の発明が記載されているのみであって、カバーの発明が一切記載されていないから、本件発明と甲16考案に係る構成を備えていない。

エ 乙15明細書には、本件発明の課題である「劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を回復させること」、「新品時を超える良好な視認性をポール式視線誘導標に付与する」ことは、一切記載されていない。

また、本件発明がポール式視線誘導標用カバーに関するものであるのに対し、乙15発明は、車線の境界を示すのに用いられるハイウェイの看板（サイン）又はマーカー（標識）に関するものであるから、作用、機能、効果も全て異なる。

したがって、甲16考案に乙15明細書記載の発明を組み合わせる動機付けは存しない。

(6) 争点3-6（その他の無効理由）について

（被告の主張）

ア 無効理由6-1

仮に、本件発明に係るターポリン製カバーの地模様が構成要件Eの「模様」

に当たるとしても、看板にターポリン製のカバーを被せることが容易想到であることは明らかであるから（乙１６の６枚目上側の写真にはブルーシートが交通標識の視認幅を広げていることが開示されている。）、本件発明は、本件周知技術又は乙１２発明に乙１６で開示された上記構成を適用することにより、当業者が容易に想到し得たものである。

イ 無効理由６－２

仮に、本件発明に係るターポリン製カバーの地模様が構成要件Ｅの「模様」に当たるとしても、乙１２発明の看板にカバーを被せることは容易想到であり、視線誘導標にカバーを被せるという動機は甲１６考案に記載されているから、本件発明は、乙１２発明に甲１６考案を適用することにより、当業者が容易に想到し得たものである。

ウ 無効理由６－３

仮に、本件発明に係るターポリン製カバーの地模様が構成要件Ｅの「模様」に当たるとしても、乙１５発明のマーカー（標識）にカバーを被せることは容易であり、甲１６考案には、視線誘導標にカバーを被せるという動機が開示されているから、本件発明は、乙１５発明のマーカー（標識）に甲１６考案を適用することにより、当業者が容易に想到し得たものである。

エ 無効理由６－１ないし６－３の主張及び証拠（乙１５，１６）の申出が時機に後れているとの原告らの主張は争う。

（原告らの主張）

ア 上記無効理由６－１ないし６－３は、時機に後れた攻撃防御方法であるから、同各主張及び証拠（乙１５，１６）の申出は、却下されるべきである。

イ 無効理由６－１に関し、乙１６には、ブルーシートが、交通標識の視認幅を広げていることは開示されておらず、これは、本件発明とは全く無関係である。また、ターポリン製カバーがブルーシートのように用いられるという事実はなく、仮にそうした事実があったとしても、これを看板に被せること

には結びつかない。

したがって、無効理由 6－1 の主張は理由がない。

5 ウ 無効理由 6－2 に関し、甲 1 6 考案は、筒状の視線誘導標を、柱状の視線
誘導標識に嵌挿する発明であって、乙 1 2 発明のような板状の看板にカバー
を被せることなど一切記載されていないから、当業者が甲 1 6 考案の筒状の
視線誘導標を、乙 1 2 発明の板状の看板に被せることを考えるはずがなく、
ましてや容易に想到することはあり得ない。

したがって、無効理由 6－2 の主張は理由がない。

10 エ 無効理由 6－3 に関し、ターポリン製カバーはブルーシートのように日常
的に使われるという事実はなく、仮にそのような事実があったとしても、乙
1 5 明細書記載の発明のマーカー（標識）にカバーを被せることが当業者に
とって容易であるとする理由が不明である。また、甲 1 6 公報には、乙 1 5
明細書記載の発明のマーカー（標識）にカバーを被せることなど開示されて
いない。

15 したがって、無効理由 6－3 の主張は理由がない。

4 争点 4（差止めの必要性）について

（原告らの主張）

20 被告が被告製品の製造販売等に係る本件特許権侵害の成否を争っていること、
被告が現時点においてもポール式視線誘導標用カバーを製造販売しており被告
製品の製造販売能力を維持していることからすれば、仮に被告が設計変更をした
事実があったとしても、なお被告が本件特許権の侵害品である被告製品を製造販
売等するおそれは認められる。

（被告の主張）

争う。

25 5 争点 5（原告らの損害額）について

（原告らの主張）

(1) 被告製品の単価

一般的なポストフレックス本体のカタログ掲載上の販売単価は1万3600円であるが、実際の販売単価は約9000円と推定される。もともと、被告製品が装着されるポストフレックス本体には縞模様が付されていないから（甲10の2）、一般的なものよりも若干安価な約8400円相当と推定される。

そして、本件商品の販売単価は●（省略）●円であるから、被告製品の単価は、●（省略）●円（＝●省略●円－8400円）となる。

(2) 被告製品の売上高

被告製品が道路上に設置されているのを原告らが初めて発見したのは平成28年5月19日であったが（甲18）、同日から平成29年1月頃までの約8か月間の被告製品の製造販売数量は、500個を下らない。

そうすると、被告製品の販売開始から本訴提起時までの間の被告製品の売上高は、少なくとも約●（省略）●円（＝約●（省略）●円×500個）となる。

(3) 被告の得た利益の額

被告製品の利益率は●（省略）●%を下らないと考えられるから、被告の得た利益の額は、●（省略）●円（＝●（省略）●）となる。

(4) 原告らの損害額

ア 原告吾妻製作所は、車道に設置する視線誘導標に被せるカバー（ポストサイン、ポストウィング）を原告産業資材センターに製造委託し、同原告がこれを製造して原告吾妻製作所に納入している。そして、原告吾妻製作所は、吾妻商会を販売店として、これらの製品を販売している。これらの製品は、いずれも本件特許の実施品であり、被告製品と市場が競合する。そうすると、原告らは、被告による本件特許権の侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうといえるから、特許法102条2項に基づき、被告の得た利益の額を原告らの損害額として損害賠償請求することができる。

そして、原告らはそれぞれ本件特許権を2分の1ずつの持分割合で共有し

ているから、原告らそれぞれに生じた損害額は、各 175 万円（＝ 350 万円 ÷ 2）となる。

イ 被告製品のうち、被告製品②（文字がポストフレックスの外周面を覆う部分の幅とほぼ同一の幅を有するもの）を除いた被告製品の数量は、合計●省略）●本（甲 27, 乙 21 の 1～9・13・14・16・18～21・23・25）である。

被告主張の●（省略）●については、仮に●（省略）●であったとしても、特許発明の実施行為たる譲渡に当たり、これによって被告は侵害品の販売を促進するという利益を得ていたのであるから、特許法 102 条 2 項の適用が否定される理由はない。

また、甲 27 に掲載された「ゾーン 30 速度注意」と表示されたカバー（●（省略）●本）については、特許法 69 条 1 項の「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に当たるとすることはできず、製造元である被告から横浜市又は神奈川県警に対し販売されたものとするのが自然である。仮にこれらのカバーが販売されたものでないとしても、被告は、横浜市及び神奈川県警と共同で社会実験を行っていることを自らのニュース記事に乗せて、侵害品の宣伝広告に利用したのであるから、社会実験に提供した侵害品の相当販売価額について利益を受けていることになり、同法 102 条 2 項の侵害行為により受けた利益の算定に当たり、これを除くことはできない。

したがって、侵害品の数量を●（省略）●本とした場合の原告らの損害額は、65 万 1000 円（＝（●（省略）●円－8400 円）●（省略）●）と推定される。

さらに、被告の不法行為と相当因果関係が認められる弁護士・弁理士費用相当の損害額は、20 万円を下らない。

よって、原告らの損害額は、少なくとも、それぞれ 42 万 5500 円（＝（65 万 1000 円＋20 万円）÷ 2）となる。

(被告の主張)

(1) 被告製品の単価について

5 本件商品のカタログ掲載価格は3万4500円であるが、ポストフレックス
本体は、高強度ポリウレタンからなる「ポストフレックスEX」（高さ800
mmのもの）が使用されており、そのカタログ掲載価格は2万2500円であ
る。本件商品のポストフレックス本体には縞模様が付されていないから価格が
9000分の8400となるとする原告らの主張を前提としても、上記「ポ
ストフレックスEX」のカタログ掲載価格相当額は約2万1000円となる。

10 そうすると、被告製品のカタログ掲載価格相当額は、1万3500円（＝3
万4500円－2万1000円）となる。

そして、本件商品の実際の販売価格は●（省略）●円であるから、被告製品
の実際の販売価格は、●（省略）●円（＝●（省略）●円。小数第3位切上げ）
となる。

(2) 被告製品の売上高について

15 被疑侵害品の販売数量は、合計●（省略）●本であるから、その売上高は、
●（省略）●円（＝●（省略）●本）となる。

20 なお、他に●（省略）●した●（省略）●本があるが、これについては販売
と異なり被告は利益を得ていないので、上記数量に含めていない。また、甲2
7に記載された上記カバー（●（省略）●本）は、本件商品が正式に販売され
る前の平成25年に社会実験で使用されたものであり、これが仮に本件発明の
技術的範囲に属するとしても、同法69条1項の「試験又は研究のためにする
特許発明の実施」として、本件特許権の効力は及ばない。また、これらのカバ
ーは販売されたものではなく、被告はこれによって利益を得ていないから、同
法102条2項の適用もないので、上記数量には含まれない。

25 (3) 被告の得た利益の額について

被告は、被疑侵害品1本当たりの実際の販売価格が●（省略）●円であるこ

とを前提として、利益率が●（省略）●%であること（1本当たりの利益額が●（省略）●円であること）を認める。

そうすると、被告の利益額は、●（省略）●円（＝●（省略）●）となる。

(4) 原告の損害額について

5 以下に述べるとおり、本件において、特許法102条2項の適用はない。

ア 被告製品のうちの被疑侵害品は文字入れ看板であるが、原告製品には「フラットな表示面」がなく、文字が入れられないから、被疑侵害品の競合品とはいえない。

10 イ 顧客は、視線誘導標としてのポストフレックスを使用し、これが優れていたという経験に基づき本件商品も購入しているのであり、被疑侵害品は、ポストフレックスに付随して売れたにすぎない。これに対し、原告製品は、視線誘導標に付随して販売されているわけではないから、被疑侵害品と競合しない。

15 ウ なお、原告らのように委託製造関係のある場合、一般に両者が等しく利益を得ることはない。各原告が得た利益を主張しない場合は、販売者である権利者に全損害額の2分の1の損害が生じていると推定するほかなく、市場に販売していない受託製造者は特許法102条2項に基づき逸失利益を請求することはできない。

20 エ 以上のとおり、本件においては、同項は適用されないので、同項に基づく原告らの請求は棄却されるべきである。

第4 当裁判所の判断

1 本件発明の内容

(1) 本件明細書等（甲6）には次の各記載がある（なお、本件明細書等の図面については、別紙「本件図面目録」参照）。

25 ア 背景技術

「車線分離などの目的で道路に設置されるポール式視線誘導標が知られて

いる…。この種のポール式視線誘導標は、外周面に再帰性反射シートなどを貼着することにより、良好な視認性を確保しているが、長期に亘って設置すると、表面の汚れ、劣化、損傷などに起因し、視認性が低下するという問題がある。汚れを原因とする場合は、清掃作業により視認性を随時回復可能であるが、劣化や損傷を原因とする場合は、ポール式視線誘導標の本体を交換しないと視認性の回復が難しいため、交換費用が嵩むという問題があった。」
(段落【０００２】)

「そこで、ポール式視線誘導標に装着するポール式視線誘導標用カバーが提案されている…。この種のポール式視線誘導標用カバーは、新品時のポール式視線誘導標と同等の視認性を備えているので、ポール式視線誘導標に被せるだけで、ポール式視線誘導標の視認性を回復することができ、その結果、ポール式視線誘導標を交換する場合に比して大幅なコストの削減が可能になる。」(段落【０００３】)

イ 発明が解決しようとする課題

「上記のようなポール式視線誘導標用カバーによれば、劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を新品時と同等なレベルまで回復させることが可能であるが、新品時を超えるような視認性をポール式視線誘導標に付与することは困難であった。」(段落【０００５】)

ウ 課題を解決するための手段

「本発明は、上記の如き実情に鑑みこれらの課題を解決することを目的として創作されたものであって、請求項１の発明は、ポール式視線誘導標に装着されるポール式視線誘導標用カバーであって、該カバーを、前記ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と、該筒部の外周面から外方に延出し、前記ポール式視線誘導標の視認幅を拡張する少なくとも２枚の翼部とを備えて構成するにあたり、前記ポール式視線誘導標用カバーは、ポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆うものであり、各翼部の外方への拡張は、

カバー上端から下端に至るまで同じ視認幅を有したものであり、かつ、視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されていることを特徴とするポール式視線誘導標用カバーである。

請求項 2 の発明は、平面視で直線的に連続する一対の前記翼部を有し、該一対の前記翼部が正面視で視認幅全域にわたるフラットな表示面を形成することを特徴とする請求項 1 記載のポール式視線誘導標用カバーである。

（後略）」（段落【0006】）

エ 発明の効果

「請求項 1 の発明によれば、ポール式視線誘導標用カバーは、ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と、該筒部の外周面から外方に延出し、ポール式視線誘導標の視認幅を拡張する翼部とを備えるので、劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を回復させることができるだけでなく、新品時を超える良好な視認性をポール式視線誘導標に付与することができる。

また、請求項 2 の発明によれば、平面視で直線的に連続する一対の前記翼部を有し、該一対の前記翼部が正面視で視認幅全域にわたるフラットな表示面を形成するので、フラットな表示面において視認性の高い表示を行うことができる。例えば、フラットな表示面において視線誘導標を表示するようにした場合、曲面による視線誘導標の歪みを防止し、表示する視線誘導標の視認性を高めることができる。（後略）」（段落【0007】）

オ 発明を実施するための形態

「以下、本発明の実施の形態について、図面に基づいて説明する。図 1 ～図 4 において、1 はポール式視線誘導標用カバーであって、該ポール式視線誘導標用カバー 1 は、劣化などで視認性が低下したポール式視線誘導標 P に装着し、当該ポール式視線誘導標 P の視認性を回復させるためのものである。」（段落【0009】）

「本発明のポール式視線誘導標用カバー 1 は、図 1 ～図 4 において明らか

なように、ポール式視線誘導標 P の外周面の上端から下端までを覆う筒部 2 と、該筒部 2 の外周面から外方に延出し、ポール式視線誘導標 P の視認幅が上端から下端まで同じになるよう拡張する一対の翼部 3 とを備えている。このように構成されたポール式視線誘導標用カバー 1 によれば、劣化などで低下したポール式視線誘導標 P の視認性を回復させることができるだけでなく、翼部 3 による視認幅の拡張に基づいて、新品時を超える良好な視認性をポール式 視線誘導標 P に付与することが可能になる。」（段落【0 0 1 0】）

「また、翼部 3 は、筒部 2 の外周面において上下方向に沿って連続的に形成されることが好ましい。その理由は、上下方向の全域においてポール式視線誘導標 P の視認幅を拡張することができるからである。」（段落【0 0 1 1】）

「また、翼部 3 は、図 5 の（A）に示す参考例のように、1 枚でも良いが、本発明は、筒部 2 の外周面において周方向に所定の間隔を存して少なくとも 2 枚以上である。その理由は、様々な視点においてポール式視線誘導標 P の視認幅を拡張することができるからである。（後略）」（段落【0 0 1 2】）

「また、筒部 2 及び翼部 3 は、左右方向に沿い、かつ、上下方向に並列する複数の条列 4 からなる縞模様 5 を有する。例えば、白色の条列 4 と、オレンジ色の条列 4 を交互に並列させた縞模様 5 とする。このとき、条列 4 を筒部 2 から翼部 3 に至るよう連続して施され長さ方向に延長させる。その理由は、翼部 3 に至るまで連続して形成することにより縞模様 5 が強調され、ポール式視線誘導標 P の視認性がさらに向上するからである。」（段落【0 0 1 3】）

「図 9 に示すように、第二実施形態に係るポール式視線誘導標用カバー 1 B は、前記実施形態と同様に、筒部 2 の外周面から外方に延出し、ポール式視線誘導標 1 B の視認幅を拡張する翼部 3 を備えるものであるが、平面視で直線的に連続する一対の翼部 3 を有し、該一対の翼部 3 が正面視で視認幅全

域にわたるフラットな表示面 1 3 を形成する点が前記実施形態と相違している。」（段落【0032】）

「このような第二実施形態のポール式視線誘導標用カバー 1 B によれば、平面視で直線的に連続する一対の翼部 3 を有し、該一対の翼部 3 が正面視で視認幅全域にわたるフラットな表示面 1 3 を形成するので、フラットな表示面 1 3 において視認性の高い表示を行うことができる。例えば、フラットな表示面 1 3 において縞模様、絵柄、文字などを表示するようにした場合、曲面による縞模様、絵柄、文字などの視線誘導表の歪みを防止し、表示する視線誘導標の視認性を高めることができる。」（段落【0033】）

(2) 本件発明の意義

本件特許の特許請求の範囲の記載及び前記(1)によれば、本件発明は、①ポール式視線誘導標用カバーを技術分野とするものであり、②ポール式視線誘導標を長期にわたって道路に設置すると、表面の汚れ等により視認性が低下するという問題を解決するため、③ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と、当該筒部の外周面から外方に延出する少なくとも 2 枚の翼部を備え、(i)同カバーがポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆い、(ii)各翼部の外方への拡張がカバー上端から下端に至るまで同じ視認幅を有し、(iii)視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されているという構成とすることにより、④劣化などで低下したポール式視線誘導標の視認性を回復するのみならず、新品時を超える良好な視認性をポール式視線誘導標に付与するとの効果を奏するものであるということが出来る。

2 争点 1（被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか否か）について

(1) 争点 1－1（被告製品が構成要件 A を充足するか否か）について

ア 「ポール式」に当たるかどうかについて

(ア) 被告は、構成要件 A の「ポール式」とは、切断面が円形のものをいうところ、ポストフレックスの切断面は凸型なので、構成要件 A を充足しない

と主張する。

しかし、本件発明に係る「ポール」の形状については、特許請求の範囲及び本件明細書等において特に限定はされていない。そして、一般的な用語の意味としても、「ポール」とは「細長い棒」を意味し、「棒」とは「ま

5 つすぐで細長い木・竹や金属製のものなど」を意味し、「式」とは「ある定まったやり方やかたち」を意味するにすぎず（甲２２の１～３）、その切断面が円柱状のものに限定すべき理由はない。そうすると、本件発明における「ポール式」とは、「形が細長い棒状のもの」を意味すると解するのが相当である。

10 被告製品は、ポストフレックス（正面視でベース部分を含め縦幅８０ｃｍ、横幅７．７ｃｍ）に装着されるポストフレックス用カバーであるところ、証拠（甲７）によれば、ポストフレックスは、地面に設置されるベース部分から上方に設置される細長く断面がＴ字型の棒状のものであることが認められる。

15 したがって、被告製品は、構成要件Ａ（構成要件Ｂ１、Ｂ２、Ｃ、Ｆも同様）の「ポール式」に当たるといふべきである。

(イ) これに対し、被告は、本件明細書等の段落【００２０】及び【図７】には「下側ほど径が大きいポール式視線誘導標」が記載されていること、【図

20 ３】及び【図４】に描かれたポールの形状は円柱状であること、段落【００２０】にも「筒部」、「径が大きい」などの記載があることなどを理由に、本件発明に係るポール式視線誘導標の切断面は円形であると主張する。

しかし、本件明細書等の段落【００２０】には、「下側ほど径が大きいポール式視線誘導標…にもポール式視線誘導標用カバー１を装着することが可能になる。」と記載されているにすぎず、同記載から、本件発明に係る視線誘導標の断面が円形に限定されると解することはできない。

25

また、本件明細書等の【図３】及び【図４】に描かれたポール式視線誘

導標の切断面は円形であると認められるが、これは実施例を示すにすぎず、「径」や「筒」との記載から本件発明に係るポール式視線誘導標の切断面が円形に限定されると認めることもできない。

したがって、被告の主張は採用し得ない。

5 イ 「視線誘導標」に当たるかどうかについて

被告は、本件発明に係る視線誘導標は複数設置されることにより初めてその効果が発揮されるものであるから、ポストフレックスは、構成要件Aの「視線誘導標」に該当しないと主張する。

10 しかし、本件特許の特許請求の範囲の請求項7は「所定の間隔を存して立設される複数のポール式視線誘導標に装着される複数のポール式視線誘導標用カバー」であるのに対し、請求項1においては、単に「ポール式視線誘導標に装着されるポール式視線誘導標用カバー」と記載されているにとどまり、ポール式視線誘導標の単複に言及されていない。そうすると、請求項1の「ポール式視線誘導標」は複数であることを要しないというべきである。

15 加えて、本件明細書等には、請求項1に係る「ポール式視線誘導標」が複数であることを前提とする記載は存在せず、ポール式視線誘導標が複数でないと本件発明に係る効果が生じないということもできない。

したがって、ポストフレックスは、構成要件A（構成要件B 1、C、Fも同様）の「視線誘導標」に該当する。

20 ウ なお、被告は、被告製品のフラットな表示板は看板であってカバーではないとも主張するが、被告製品のフラットな表示板は他の部分と一体となってポストフレックスに被せるものであるから（甲10）、被告製品は構成要件Aの「カバー」に当たる。

エ 以上のとおり、被告製品は請求項Aを充足する。

25 (2) 争点1－2（被告製品が構成要件B 1を充足するか否か）について

ア 被告は、被告製品は構成要件B 1の「筒部」を備えていないと主張する。

本件発明に係る「筒部」の意義や形状については、特許請求の範囲及び本件明細書等において特に明記はされていない。辞書等においては「筒状」とは「円く細長くて中空になっているもの」（乙１）をいうとされているが、「角筒」（甲２３）、「三角筒」（甲２４）、「円筒」などの用語もあること
5
に照らすと、その断面形状は特に円形に限定されないというべきである。そうすると、構成要件Ｂ１の「筒」は、「細長くて中空になっているもの」を意味するというべきである。

証拠（甲７～９，１０）によれば、被告製品は、ターポリン製保護カバーによりポストフレックスのフラットな表示面以外の外周面が覆われ、フラットな表示面によりポストフレックスの前方外周面が覆われるものであり、これによりポストフレックスの外周面全体が覆われ、ポール状のポストフレックスに装着するための細長い中空部が形成されているものと認められる。
10

このように、被告製品は、ポストフレックスの外周面を覆う「細長くて中空になっているもの」であり、「筒部」の断面形状が円形に限定されないと
15
解されることに照らすと、被告製品は、構成要件Ｂ１（構成要件Ｂ２，Ｅも同様）の「筒部」を備えているといえることができる。

イ これに対し、被告は、本件明細書等の【図９】（Ａ）のうち筒部２はフラットな表示面以外の部分であるとの理解に立った上で、Ω型の形状を示す上記図面と異なり、被告製品のカバーは山型で裾が広がっている形状であるから、構成要件Ｂ１の「筒部」には当たらないと主張する。
20

しかし、構成要件Ｂ１の「筒部」は「前記ポール状視線誘導標の外周面を覆う」ものであるから、被告製品のうちフラットな表示面が「筒部」を構成しないと解すべき理由はない。そうすると、ポストフレックスの外周面は、フラットな表示面以外の曲線部と、直線状のフラットな表示面により覆われることとなるが、前記のとおり、「筒部」の断面形状が円形に限定されない
25
ことに照らすと、被告製品のカバーの曲線部が山型で裾が広がっているとし

ても、「細長くて中空になっているもの」である以上、「筒部」に当たると
いうべきである。

したがって、被告の主張は採用し得ない。

ウ 以上のとおり、被告製品は構成要件B 1を充足する。

5 (3) 争点1－3（被告製品が構成要件B 2を充足するか否か）について

被告は、被告製品の翼部は「1枚」であって、「2枚」ではないから、同製
品は構成要件B 2を充足しないと主張する。

しかし、構成要件B 2によれば、「翼部」は「該筒部の外周面から外方に延
出」するものであるとされており、本件明細書等の段落【0012】の記載及
び【図5】も参照すると、本件発明における「翼部」の数は、筒部から延出す
10 る平面状の構成体の数をいうものであり、左右に延出した翼部がフラットな表
示面を形成したとしても、翼部の数は2枚であると解するのが相当である。

また、請求項2は「平面視で直線的に連続する一つの前記翼部を有し、該一
対の前記翼部が正面視で視認幅全域にわたるフラットな表示面を形成するこ
15 とを特徴とする請求項1記載のポール状視線誘導標用カバー」であるところ、
同請求項の記載は、一对の翼部がフラットな表示面を形成する場合であっても、
翼部の枚数は請求項1に記載された「2枚」であることを前提としているもの
ということができる。

そうすると、被告製品がフラットな表示面を有するとしても、その翼部の数
20 は2枚であると認めるのが相当である。

したがって、被告製品は構成要件B 2を充足する。

(4) 争点1－4（被告製品が構成要件Cを充足するか否か）について

ア 証拠（甲7，8）によれば、被告製品はその最下端からベース部まで5 c
mの隙間があることが認められるところ、被告は、被告製品のカバーはポー
25 ル式視線誘導標の外周面の「下端」までを覆うものではないので、構成要件
Cを充足しないと主張する。

構成要件C（構成要件Dも同様）の「下端」の意義については、本件特許の特許請求の範囲及び本件明細書等には明記されていない。しかし、本件明細書等の段落【0010】には、「本発明のポール式視線誘導標用カバー1は、図1～図4において明らかなように、ポール式視線誘導標Pの外周面の
5 上端から下端までを覆う筒部2と、該筒部2の外周面から外方に延出し、ポール式視線誘導標Pの視認幅が上端から下端まで同じになるよう拡張する一対の翼部3とを備えている。」と記載され、同段落で引用されている【図3】においては、カバーとベース部の上部に多少の隙間がある状況が図示されている。これによれば、本件発明は、ベース部とカバーとの間に露出部分が存在することを許容しているといえることができる。

また、本件発明の効果は、「劣化などで低下したポール状視線誘導標の視認性を回復させること」及び「新品時を超える良好な視認性をポール状視線誘導標に付与すること」にあるが（段落【0007】）、運転者や歩行者等の目線を考慮すると、本件発明の効果を奏するためには、カバーがポール式
15 視線誘導標の最下端（ベース部の最上端）まで達していることが必要であるとは解し難い。

そうすると、構成要件C（構成要件Dも同様）の「下端」はポール式視線誘導標の最下端を意味するものではなく、視線誘導標用カバーがポール式視線誘導標の外周面の下方の最下端に近い部分までを覆っていれば足りると
20 解すべきである。

被告製品についてみるに、被告製品は、ポストフレックスの上端からベース部までの高さ75cmのうち、上端からベース部の上部5cmまでの70cmを覆っているのであるから、ポストフレックスの外周面の下方の最下端に近い部分までを覆っているものと認められる。

したがって、被告製品はポール式視線誘導標用カバーの「下端までを覆うもの」であるといえることができる。

イ 被告は、審査段階における本件意見書（甲 1 5）において、各翼部の外方への延出幅が上端から下端までを覆うものであり、もって新品時を超える視認性が付与されることを明確に述べていると主張する。

5 しかし、原告らは、拒絶理由通知（乙 1 1）を受けて、特許請求の範囲の請求項 1 につき、カバーがポール式視線誘導標の外周面の上端から下端までを覆うなどの補正をしているものの、本件意見書において、原告らが構成要件 C の「下端」をポール式視線誘導標の最下端に特定したと認めるに足りる記載はない。

したがって、被告の主張は採用し得ない。

10 ウ 以上のとおり、被告製品は構成要件 C を充足する。

(5) 争点 1－5（被告製品が構成要件 E を充足するか否か）について

ア 「文字」や「絵柄」が「模様」に含まれるかどうかについて

被告は、構成要件 E の「視線誘導するための模様」には「文字」や「絵柄」は含まれないので、被告製品は構成要件 E を充足しないと主張する。

15 しかし、請求項 1 には「模様」と記載されているのに対し、請求項 3 には「前記視線誘導するための模様は、左右方向に沿い、かつ、上下方向に並列する複数の条列からなる縞模様であることを特徴とする」と記載されていることによれば、請求項 1 の「模様」が「縞模様」に限定されないことは明らかである。

20 そして、本件明細書等における第二実施形態に係る段落【0 0 3 3】には「フラットな表示面 1 3 において縞模様、絵柄、文字などを表示する」との記載があり、これによれば、請求項 1 の「模様」には「絵柄、文字」も含まれると解するのが相当である。

25 これに対して、被告は、本件意見書に「文字や模様」と記載されていることや「模様」の一般的用法に照らし、構成要件 E の「視線誘導するための模様」には「文字」や「絵柄」は含まれないと主張する。しかし、本件意見書

の上記記載をもって、構成要件Eの「模様」から文字や絵柄を除外したと解することはできず、また、特許請求の範囲及び本件明細書等の記載に照らすと、同構成要件の「模様」が文字や絵柄を含むと解すべきことは、前記判示のとおりである。

5 したがって、構成要件Eの「視線誘導するための模様」は、「文字」や「絵柄」を含むということができる。

イ 「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成の充足性について

10 (ア) 証拠（甲10の1・2，甲18，27，28の1～3，甲29，30，37～39）によれば、被告製品は、次の4種の構成を有するものに分類することができるものと認められる。

① 被告製品①

15 ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付けされ、幾何学模様が全体的に施されており、前記フラットな表示板のフラットな表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字が記載されている。

② 被告製品②

20 ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付けされ、幾何学模様が全体的に施されており、前記フラットな表示板のフラットな表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅とほぼ同一の幅を有する文字が記載されている。

③ 被告製品③

25 ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付けされ、幾何学模様が全体的に施されており、前記フラットな表示板のフラットな表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字及び記号が記載されている。

④ 被告製品④

前記フラットな表示板のフラットな表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字が記載されている。



被告製品①

被告製品②

被告製品③

被告製品④

(イ) 上記被告製品①から④までのうち、被告製品①、③及び④は、被告製品のフラットな表示面において、ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字及び／又は記号が記載されているので、構成要件Eの「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との構成を充足することができる。

(ロ) 他方、被告製品②のように、被告製品のフラットな表示面において、文字がポストフレックスの外周面を覆う部分の幅とほぼ同一に印字されている場合に「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ということができるかどうか問題となる。

この点について、本件明細書等の段落【0013】及び図1ないし4には、表示面がフラットではないポール式視線誘導標用カバーにおいて、縞模様5が筒部2から翼部3に至るよう連続して施され、長さ方向に延長された構成が開示され、その理由について、同段落には「翼部に至るまで連続して形成することにより縞模様5が強調され、ポール式視線誘導標Pの

視認性がさらに向上するからである。」と記載されている。

かかる趣旨に照らすと，【図 9】に示されるような表示面がフラットなポール式視線誘導標用カバーにおいても，「模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されている」との要件を充足するには，フラットな表示面に施される模様の視認幅が，少なくとも筒部に相当する部分の左右幅を超えて，翼部に至るよう連続して形成されることを要するというべきである。

そうすると，被告製品②は，構成要件 E を充足しない。

(エ) これに対し，原告らは，仮に，被告製品②の文字部分が「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ということができないとしても，同製品に施された幾何学模様が「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」のであるから，被告製品②は構成要件 E を充足すると主張する。

しかしながら，本件明細書等の段落【0 0 1 4】から【0 0 1 7】には，ポール式視線誘導標用カバー 1 の層構造（ベースシート 6，反射シート 7，表面フィルム 8）について説明されているが，本件明細書等には，ポール式視線誘導標用カバーのシート等のデザインが「模様」となり得ることをうかがわせる記載は存在しない。

むしろ，前記のとおり，本件明細書等には，三層構造のシート体 9 になる筒部 2 及び翼部 3 に「縞模様，絵柄，文字」などの「視認性の高い表示を行う」ことが記載され（段落【0 0 3 3】），また，段落【0 0 1 3】にも視認性の高い縞模様（オレンジ色と白色の縞模様）が例示されていることに照らすと，本件発明においては，筒部及び翼部の下地に視認性の高い縞模様，絵柄，文字などの模様を付することが措定されているものというべきである。

被告製品のターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付けされ，幾何学模様が全体的に施されていると認められるが，この幾何学模様等は，これらの素材にもともと施されている地模様であり，視線誘導する

ことを可能にするような高い視認性を有するものではなく、また、視線誘導を意図して付されたものと認めることもできない。

したがって、上記幾何学模様をもって、「視線誘導するための模様」に当たると解することはできない。

5 (オ) 原告らは、文字と幾何学模様とを組み合わせることにより、視認性が向上するのであるから、文字と幾何学模様は一体として「模様」と解すべきであると主張するが、筒部や翼部に文字等の模様が付された場合に高い視認性を有するのは当該文字等であり、筒部や翼部の下地のデザインによりその視認性が左右されるということとはできないので、文字と幾何学模様と
10 が一体として「模様」を構成すると解すべき理由はない。

(カ) なお、被告は、被告製品①、③及び④についても、左右に所定の余白があるから、「筒部から翼部に至るよう連続して施されている」ということはできないと主張するが、上記被告各製品に記載された文字や記号が筒部から翼部に至るように連続して施されていることは明らかであり、被告の
15 主張は理由がない。

ウ したがって、被告製品のうち被告製品①、③及び④は構成要件Eを充足する。

(6) 小括

以上によれば、被告製品①、③及び④（以下、これらを一括して「被告侵害品」という。）は、本件発明の技術的範囲に属すると認めることができる（なお、被告製品が構成要件Cを充足することから、争点2（被告製品による均等侵害の成否）の判断は要しない。）。

20 2 争点3（本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか否か）について

25 (1) 争点3-1（無効理由1）について

ア 被告は、本件発明は、甲16考案に本件周知技術（乙3～10）を組み合

わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであると主張するところ、
①甲１６考案の内容、②本件発明と甲１６考案との一致点（構成要件Ａ、Ｂ
１及びＦに係る構成）及び相違点（構成要件Ｂ２、Ｃ、Ｄ及びＥに係る構成）
については、当事者間に争いがない。

５ イ 甲１６考案は、その明細書の段落【０００９】によれば、「既存の可倒式
視線誘導標識柱を有効活用し、破損あるいは塵埃が付着した反射標識体を洗
浄することなく短時間で取替えが可能な視線誘導標を提供することを目的
とし、さらに、既存の可倒式視線誘導標に替えて表示部本体を挿通して保持
する安価な柱状体とで構成することを目的とする」ものであり、新品時を超
えるような視認性をポール式視線誘導標に付与することを目的とする本件
１０ 発明と、いずれも視線誘導標の視認性の向上という課題解決を目的とする点
で類似する。

ウ 他方、本件周知技術は看板に関する技術であり、本件特許出願当時、正面
視で長方形のフラットな表示面を有し、その表示面には文字が記載されてい
る看板が周知慣用技術であったことについては、当事者間に争いがない。
１５

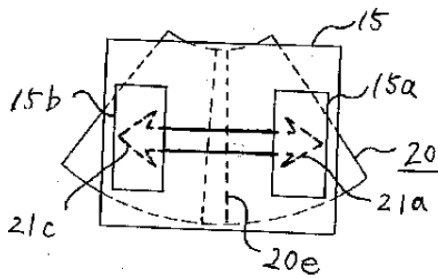
しかしながら、本件周知技術は、看板に関するものであり、カバーの筒部
の外周面から外方に延出した翼部を備える構成（構成要件Ｂ２）や、カバー
の筒部から翼部に至るまで視線誘導するための模様を施す構成（構成要件Ｅ）
等が開示されているということとはできない。そうすると、本件周知技術に上
記相違点に係る構成が開示されているということとはできない。
２０

また、看板と視線誘導標用カバーとは、一般的には視認性の向上という点
で共通の課題を有する面はあるものの、その技術分野は異なるというべきで
あり、また、本件周知技術には、劣化などで低下した視線誘導標について新
品時を超えるような視認性を付与するという本件発明の課題は示唆されて
いない。そうすると、甲１６考案に本件周知技術を組み合わせる動機付けが
２５ あるということとはできない。

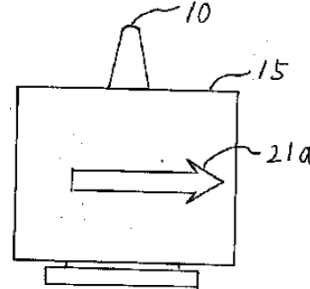
上記考案は、2枚の翼部（表示翼部12）及び筒状部（保持部11）を備える表示体10をトラフィック・コーンに嵌装する点で本件発明に類似するものの、そこで開示されているのは、上図のような形態のものであって、少なくとも本件発明の構成要件D（各翼部の外方への拡張は、カバー上端から下端に至るまで同じ視認幅を有したものであり、）及びE（かつ、視線誘導するための模様が筒部から翼部に至るよう連続して施されていること）に係る構成は開示又は示唆されていない。

そうすると、甲16考案に甲17公報に記載された技術を適用しても、本件発明に係る構成に至るものではないというべきである。

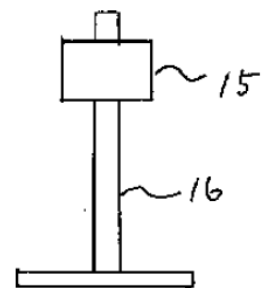
(4) また、乙7公報の特許請求の範囲の請求項5には「略扇型の耐水性のシートに伝達事項・広告等の内容を表示し、この表示面を外側にして円筒に形成し、これをカラーコーンに被せて固定手段で固定したことを特徴とするカラーコーン。」の発明が記載され、次のような図面が記載されている。



【図14】



【図15】



【図16】

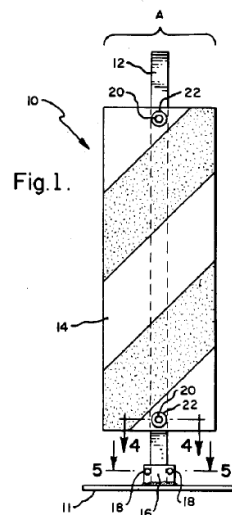
乙7公報の明細書の発明の詳細な説明には、乙7公報記載の発明は、古紙と廃プラスチックからカラーコーンを得ること、伝達事項・広告表示が簡単に行えるカラーコーンを得ることを目的とするものである旨（段落【0004】）の記載がある。

そして、【図14】，【図15】はシート20に看板15を設け、遠くから見た場合の視認性をカラーコーン10に表示するよりはるかに良く

した例であり，シート 20 と看板 15 は接着，鋲止め，縫製等で風に対する抵抗が大きいので強力に固定される旨，【図 16】はこれらをポール 16 に応用した例であり，ここでは小さな看板 15 を表示したが，固定方法はカラーコーン 10 の場合と同様である旨（段落【0019】）などが記載されている。

しかしながら，【図 14】ないし【図 16】において，シート 20 を筒部と解し得るとしても，看板 15 はそれに別途接着等されるものであって，筒部の外周面から外方に延出して翼部を設けるものではないから，乙 7 公報のこうした記載内容から，筒部の外周面から外方に延出する翼部の構成（構成要件 B 2）を導き出すのは困難と考えられる。

(ウ) さらに，乙 12 明細書には，ベースプレート等に，様々な形状のパネルを取り付けた構成を基本構成とし，通行車両に対向して設置されて，「停止」，「徐行」，「通行止め」，「迂回」等の文字が施される交通誘導看板に関する発明が記載され，下記の図（図 1）が記載されている。



しかしながら，これは上記のとおり交通誘導看板に関する発明であって，カバーに関するものではないから，筒部が存在せず，筒部の外周面から外方に延出する翼部の構成を導き出すのは同様に困難であるというべきである。

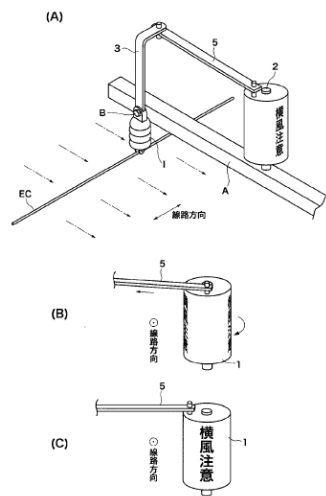
オ 以上のとおり、本件発明は、甲 1 6 考案に本件周知技術を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるということとはできない。

(2) 争点 3－2（無効理由 2）について

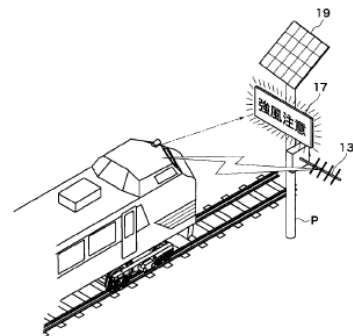
5 ア 被告は、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 8 公報に記載された発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであると主張する。

イ 乙 8 発明の内容が、①筒状の看板ないし横風監視装置、②フラットな表示面の看板ないし横風監視装置及び③スリーブ部と、該スリーブ部の外周面から外方に延出する 2 つの羽根部を備え、各羽根部の外方への拡張は、スリーブ部の上端から下端に至るまで同じ視認幅を有している看板ないし横風監視装置の発明であることは、当事者間に争いがない。

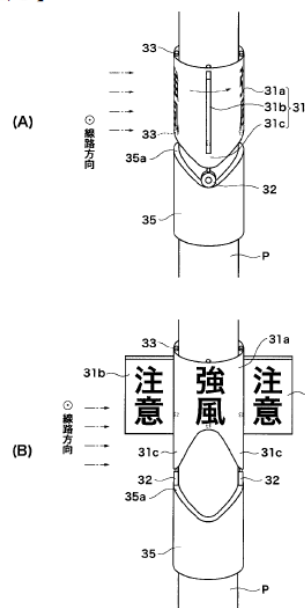
そして、①の例として下記【図 1】，②の例として下記【図 3】，③の例として下記【図 5】及び【図 7】が記載されている。



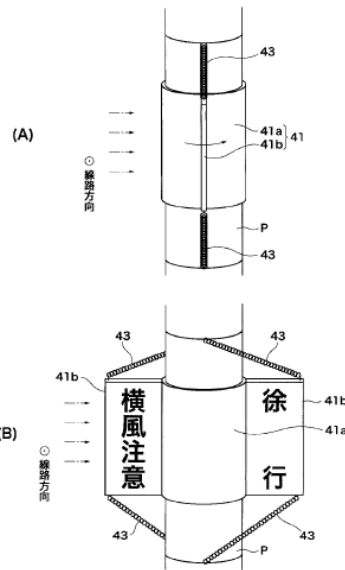
【図 1】



【図 3】



【図 5】



【図 7】

乙 8 公報の明細書の発明の詳細な説明には、本発明が、沿線全域にわたって、走行中の鉄道車両が受ける横風を簡易に監視することのできる方法及び装置を提供することを目的とするものであり（段落【0005】）、本発明の簡易横風監視方法は、鉄道沿線の多数の地点において簡易に横風を監視する方法であって、軌道に沿って設置されている電線が横風を受けて変位する際の該電線の変位を警告・警報手段に伝えて同手段を作動させることを特徴とするものであること（段落【0006】）が記載されている。

ウ このように、乙 8 発明は、本件発明の構成要件 B 2，D に相当する構成を備えたものではあるが、同発明は鉄道沿線における横風監視装置に関するものであり、その技術分野及び課題は甲 1 6 考案とは異なる上、前記イ③のスリーブ部の外周面から外方に延出する 2 つの羽根部も横風を受けて回転するためのものであって、甲 1 6 考案の目的とは異なるものであるということが出来る。このような、技術分野、課題、効果等の差違を考慮すると、甲 1 6 考案に乙 8 公報記載の発明を適用する動機付けがあるということとはできない。

エ これに対し、被告は、甲 1 6 考案も乙 8 発明も、同じく走行中の運転者に注意喚起する発明であるから、技術分野は共通していると主張するが、前記判示のとおり、乙 8 発明は鉄道沿線における横風監視装置に関するものであり、道路上に設置される視線誘導標に関する甲 1 6 考案とはその技術分野及び課題が異なるというべきである。

オ したがって、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 8 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるということとはできない。

(3) 争点 3－3（無効理由 3）について

ア 被告は、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 1 2 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであると主張する。

イ 乙 1 2 明細書に、正面視が長方形であるフラットな表示面を備え、その表示面には視線誘導のための模様が記載されている視線誘導標が開示されていることについては、当事者間に争いがない。

しかし、乙 1 2 発明は、カバーに関する発明ではなく、筒部に該当する構成がなく、筒部の外周面から外方に延出する翼部の構成も有しないので、乙 1 2 発明に前記相違点に係る構成が開示されているということとはできない。

ウ したがって、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 1 2 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるということとはできない。

(4) 争点 3－4（無効理由 4）について

ア 被告は、本件発明は、乙 1 2 発明に乙 8 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであると主張する。

イ しかし、乙 1 2 発明は、交通誘導看板に関する発明であって、カバーに関するものではないから、本件発明の全ての構成要件が相違点となる。そして、乙 8 発明は、本件発明の全ての構成を備えたものではなく、また、横風監視装置に関するものであるから、乙 1 2 発明とは技術分野が異なるので、乙 1 2 発明に乙 8 発明を組み合わせることについての動機付けがあ

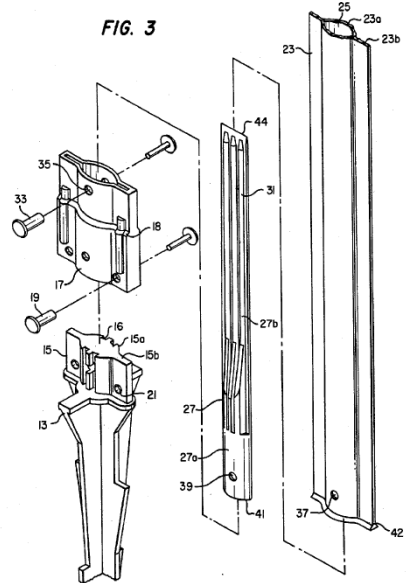
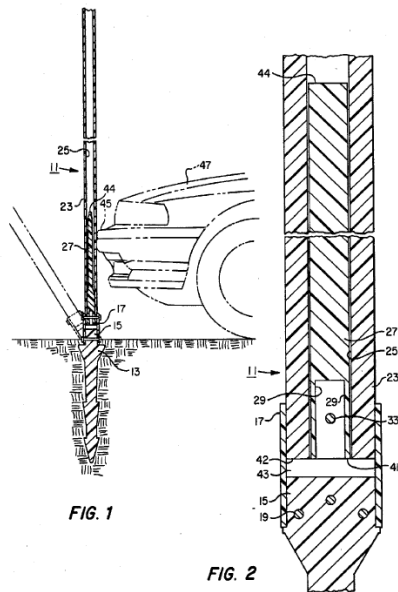
るということもできない。

そうすると、本件発明は、乙 1 2 発明に乙 8 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるということとはできない。

(5) 争点 3－5（無効理由 5）について

5 ア 被告は、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 1 5 発明を組み合わせることにより、
当業者が容易に想到し得たものであると主張する。

イ 乙 1 5 発明は、車線の境界を示すのに用いられるハイウェイマーカー用の
補強用芯材（コア）に関するもので、同発明においては、下図のとおり、マ
ーカー（標識）1 1 は、フレキシブル要素 1 7 で接続させたベース 1 3 とポ
10 スト 2 3 を有し、ポスト 2 3 は、縦方向にそれ自身を貫く貫通穴 2 5 を有し、
補強用芯材（コア）2 7 は、ポスト 2 3 の下端から上方に向かって貫通穴 2
5 を貫通し、その上端は、ポスト 2 3 の上端よりも下の位置で終端し、ポ
スト 2 3 は、その厚みよりも広い幅を有し、ポスト 2 3 の全長にわたって延び
る貫通穴 2 5 は、ほぼ楕円形であり、短径よりも大きい長径を有し、補強用
15 芯材（コア）2 7 は、その厚みよりも大きい幅を有し、ベース 1 3 の心棒 1
5 の上端と、一定のクリアランスで離間して配置されている。



そして、このマーカ－（標識） 1 1 は、その幅又は大きい方の面、すなわちポストの広い側（正面）が交通の流れの方向に対して垂直をなすように設置され、車両 4 7 のバンパー 4 5 がポスト 2 3 に衝突した場合、補強用芯材（コア） 2 7 の上端 4 4 よりも下方の点でぶつかる結果、完全に水平になるまでエラストマー要素の部分で撓むことで、車両への損傷のみならず、ポスト自体の損傷も防ぐことができるという効果を有するものである。

このように、乙 1 5 発明はカバーに関するものではなく、前記相違点に係る構成が開示されていると認めることはできない上、その目的もマーカ－（標識）に車両が衝突した際に車両及びマーカ－（標識）の損傷を防止するというものであるから、甲 1 6 考案とはその技術分野や課題が異なるというべきであり、乙 1 5 発明に甲 1 6 考案を組み合わせる動機付けが存在するということもできない。

したがって、本件発明は、甲 1 6 考案に乙 1 5 発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものであるということとはできない。

ウ なお、原告は、上記各主張及びこれを立証するための証拠の提出が時機に

後れた攻撃防御方法であるとして、却下するよう申し立てているが、これらの主張や書証の提出により、訴訟の完結を遅延させることとなるとは認められないから、原告らの上記申立ては理由がない。

(6) 争点 3－6（その他の無効理由）について

5 無効理由 6－1 ないし 6－3 は、本件発明に係るターポリン製カバーの地模様が構成要件 E の「模様」に当たることを前提とするものであるところ、被告製品のターポリン製カバー等の幾何学模様が構成要件 E の「模様」に当たらないのは前記のとおりであるから、上記各無効理由は判断を要しない。

10 なお、上記各主張及びこれを立証するための証拠の提出が時機に後れた攻撃防御方法に当たらないことは、上記(5)ウと同様である。

4 争点 4（差止めの必要性）について

(1) 被告侵害品（被告製品①、③及び④）は、本件発明の技術的範囲に属するところ、被告が被告侵害品の製造、販売及び譲渡の申出を取り止めたことを認めるに足りる証拠はないから、少なくとも被告がこうした侵害行為を行うおそれがある

15 があると認められる。

したがって、被告侵害品の製造、販売及び譲渡の申出の差止め及びその廃棄を求める原告らの請求は理由がある。

他方、被告製品②は、本件発明の技術的範囲に属すると認められないから、その差止めや廃棄を求める原告らの請求は理由がない。

20 (2) また、原告らは、半製品（別紙被告製品目録記載の構造を具備しているが製品として完成するに至らないもの）についての廃棄を求めているが、被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか否かは、フラットな表示面に記載される文字等の大小によることになることからすると、廃棄の対象物を上記のように特定するだけでは過剰差止めのおそれがある。このことに鑑みると、上記半製品の廃棄の必要を認めるには足りないというべきである。

25

したがって、上記半製品についての廃棄を求める原告らの請求は、理由がな

い。

5 争点5（原告らの損害額）について

(1) 原告は、特許法102条2項に基づく損害賠償を請求しているところ、
証拠（乙18の1～11・13，乙21の1～9・13・14・16・18～
21・23・25）及び弁論の全趣旨を総合すると、被告は、平成27年3月
頃から平成29年1月頃までの間に、被告侵害品を合計●（省略）●本販売し
たことが認められる。この点について、原告らは、平成29年1月頃までの被
告侵害品の販売数量が500本を下らないと主張するが、これを認めるに足り
る証拠はない。

また、原告らは、上記●（省略）●本に加え、●（省略）●本と、被告が横
浜市及び神奈川県警と共同で行う社会実験で使用する●（省略）●本（甲27）
も被告の得た利益の額を算出するための被告侵害品の数量に加えるべき旨の
主張をする。

しかしながら、特許法102条2項は、特許権等の侵害者が「その侵害の行
為により利益を受けているとき」に「その利益の額」を特許権者等が受けた損
害の額と推定するものであるところ、上記●（省略）●本や社会実験で使用する
●（省略）●本により被告が利益を受けたことを示す証拠はないので、これ
らを上記算出のための数量に加えることはできない。

(2) 本件商品の1本当たりのカタログ掲載価格が3万4500円であり、販売価
格が●（省略）●。

本件商品にはポストフレックス本体部分が含まれるから、被告製品の販売価
格は、本件商品の販売価格からポストフレックス本体の販売価格を控除した金
額となるところ、原告らは、一般的なポストフレックス本体の販売単価は約9
000円であり、被告製品が装着されるポストフレックス本体には縞模様が付
されていないことを考慮して1本当たり8400円であると主張する。

他方、被告は、①本件商品には「ポストフレックスEX」（高さ800mm

のもの) が使用されており, このカタログ掲載価格 2 万 2 5 0 0 円に, 縞模様が付されていないことに基づく原告ら主張の上記比率 (9 0 0 0 分の 8 4 0 0) を乗じた約 2 万 1 0 0 0 円が「ポストフレックス E X」のカタログ掲載価格となるから, 被告製品のカタログ販売価格は 1 万 3 5 0 0 円となる, ②本件商品の実際の販売価格は● (省略) ●円であるから, これに基づいて被告製品の販売価格に計算すると, ● (省略) ●円 (=● (省略) ●円。小数第 3 位切上げ) となると主張する。

そこで検討するに, カタログ (甲 7 の 1 1 頁) 上, ポストフレックス E X について, 従来のゴムウレタン製品より高い引裂強度を発揮しており, 従来製品の 1. 7 倍である 1 3 0 N/mm の強度を有する旨が記載されている。また, 仕様書 (乙 2 2 の 1・2) 上の試験成績においても, 「ポストフレックス」のポスト部分の引裂き強さが 1 1 2 N/mm, 引張強さが 3 6. 2 MP a であるのに対し, 「ポストフレックス E X」は前者が 1 3 0 N/mm, 後者が 4 0. 9 MP a とされている。さらに, 本件商品の仕様書 (乙 2 2 の 3) においても, 被告商品 (ワイドカバー) の「ポスト」の「引裂強さ」及び「引張強さ」はポストフレックス E X と同じ値であることが記載されている。これによると, 本件商品には「ポストフレックス E X」が使用されていると認めるのが相当である。

そうすると, 被告製品 1 本当たりの販売価格は, ● (省略) ●円となる。

(3) 利益率については, 原告らは● (省略) ●%と主張し, 被告は, ● (省略) ●として, ● (省略) ●ことからすると● (省略) ●%と認めるのが相当である。

(4) 以上によれば, 被告の侵害行為により被告が得た利益の額は, 被告の主張するとおり, 3 9 万 4 4 3 5 円となる。

(5) 原告らの特許権の共有割合が 2 分の 1 ずつであるところ (前記前提事実 (2) ア), 前記前提事実 (1) アのとおり, 原告吾妻製作所は原告産業資材センターに

車道に設置する視線誘導標に被せるカバー（ポストサイン、ポストウイング）の製造を委託して、吾妻商会を通じてこれを販売していることに照らすと、原告らは、それぞれ、被告による本件特許権の侵害行為がなかったならば利益が得られたものと認められる。原告らは、上記被告が得た利益額 39 万 4 4 3 5 5 円の 2 分の 1 ずつの損害を受けたと推定するのが相当である。

これに対し、被告は、原告らのように委託製造関係にある場合、両者が等しく利益を得ることはなく、販売者である原告吾妻製作所に全損害額の 2 分の 1 の損害が生じており、市場に販売していない受託製造者である被告産業資材センターについて特許法 102 条 2 項の損害の推定はされないと主張する。

10 しかしながら、前述のとおり、原告産業資材センターについても、被告による本件特許権の侵害行為がなかったならば利益（原告吾妻製作所に対する販売利益）が得られたものと認められるのであるから、原告産業資材センターに同項の推定が働かない旨の被告主張は採用し難い（知財高裁平成 25 年 2 月 1 日判決・判時 2179 号 36 頁参照）。

15 したがって、原告吾妻製作所の損害額は、39 万 4 4 3 5 円の 2 分の 1 である 19 万 7 2 1 8 円（端数調整のため円未満切上げ）、原告産業資材センターの損害額は、同じく 2 分の 1 である 19 万 7 2 1 7 円と認める。

(6) 原告らが請求する弁護士・弁理士費用相当損害金については、本件事案の難易、請求額及び認容額等の諸般の事情を考慮すると、被告の侵害行為と相当因果関係に立つ弁護士・弁理士費用相当損害金としてそれぞれ 2 万円を認めるの
20 が相当である。

(7) なお、被告は、①特許法 102 条 2 項の適用を受けるには、特許権者がその特許権を実施していなければならない、②原告製品には「フラットな表示面」がなく、文字が入れられないから、被疑侵害品の競合品とはいえない、③被疑侵害品は、ポストフレックスに付随して売れたにすぎないなどとして、原告製品
25 は被疑侵害品と競合しないと主張する。

しかし、原告製品は、被告製品と同様、道路上に設置されるポール式視線誘導標用カバーであることから競合品であるというべきであり、原告製品には文字入りカバーも含まれると認められる（甲１）。また、被疑侵害品がポストフレックスに付随することにより販売し得るものであると認めるに足りる証拠はなく、また、特許法１０２条２項を適用するためには、市場における競合品であることは要するものの、侵害に係る特許権の実施品であることを要するものではない。

したがって、被告の上記主張は理由がない。

(8) したがって、結局、原告吾妻製作所の損害額は、合計２１万７２１８円、原告産業資材センターの損害額は、合計２１万７２１７円となる。

6 以上のとおり、原告らの請求は、被告侵害品の製造、販売及び譲渡の申出の差止め及び廃棄並びに原告吾妻製作所につき損害賠償金２１万７２１８円及びこれに対する不法行為の後である平成２９年２月９日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を、原告産業資材センターにつき損害賠償金２１万７２１７円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

よって、原告らの請求を上記の限度で認容し、その余を棄却することとし、主文第２項に係る仮執行宣言の申立ては相当ではないのでこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第４０部

裁判長裁判官

佐 藤 達 文

裁判官

5

三井大 有

裁判官

10

今野智 紀

別紙

当事者目録

	原	告	株 式 会 社 吾 妻 製 作 所
5	原	告	株式会社産業資材センター
	上記兩名訴訟代理人弁護士・弁理士		小 林 幸 夫
	同訴訟代理人弁護士		弓 削 田 博
			河 部 康 弘
			藤 沼 光 太
10			神 田 秀 斗
			平 田 慎 二
	同 補 佐 人 弁 理 士		廣 瀬 哲 夫
			鈴 木 佑 子
			廣 瀬 郁 夫
15	被	告	保安道路企画株式会社
	同訴訟代理人弁護士		中 道 徹
	同訴訟復代理人弁護士		亀 井 文 也

別紙

被告侵害品目録

「PFWC-800」と称するポストフレックスカバー（ワイドカバータイプ）の
5 うち、次の構成を有するもの。

1 下記写真1のように、ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付け
され、幾何学模様が全体的に施されており、前記フラットな表示板のフラットな
表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有す
る文字が記載されている。

10

2 下記写真2のように、ターポリン製保護カバー及びフラットな表示面は色付け
され、幾何学模様が全体的に施されており、前記フラットな表示板のフラットな
表示面には、前記ポストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有す
る文字及び記号が記載されている。

15

3 下記写真3のように、前記フラットな表示板のフラットな表示面には、前記ポ
ストフレックスの外周面を覆う部分の幅よりも広い幅を有する文字が記載され
ている。



1



2



3

20

別紙

被告製品目録

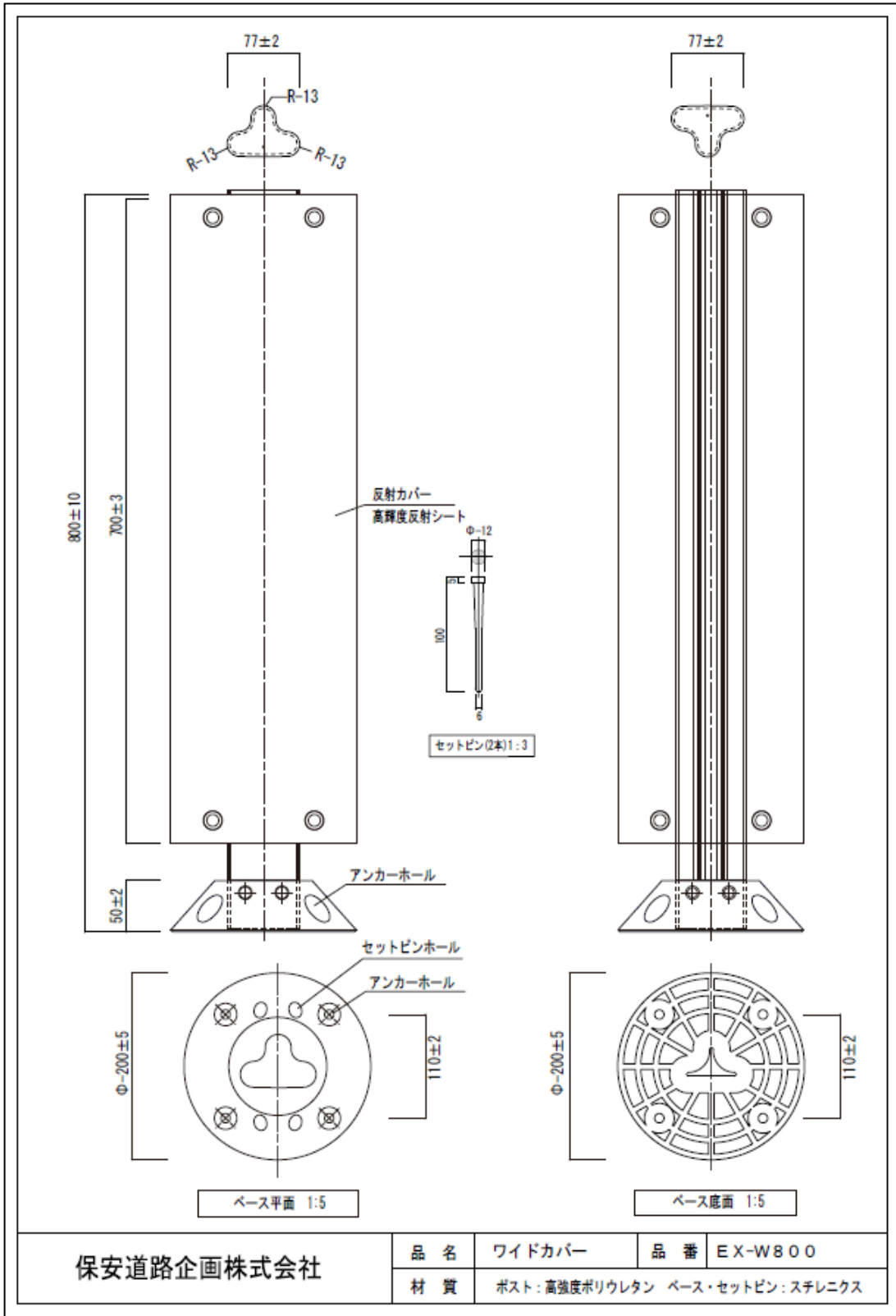
第 1 被告製品の名称

5 「PFWC-800」と称するポストフレックスカバー（ワイドカバータイプ）

第 2 被告製品の構成

a	ポール式視線誘導標（ベース部含め縦幅 80cm，横幅 7.7cm）に装着される縦幅 70cm，横幅 20cm の長形状ポール式視線誘導標用カバーであって，
b1	a のカバーは，上記ポール式視線誘導標の外周面を覆う筒部と，
b2	b1 の筒部の外周面から左右外方に延出する形状を備えており，
c	上記ポール式視線誘導標用カバーは，ポール式視線誘導標の外周面の上端から，ベース部の上部 5cm までを覆うものであり，
d	筒部から外方への拡張は，カバーの上端から下端に至るまで同じ視認幅を有したものであり，
e	かつ，文字及び記号が筒部から左右外方に至るよう連続して施されていること
f	を特徴とするポール式視線誘導標用カバー。

第3 被告製品の設計図面

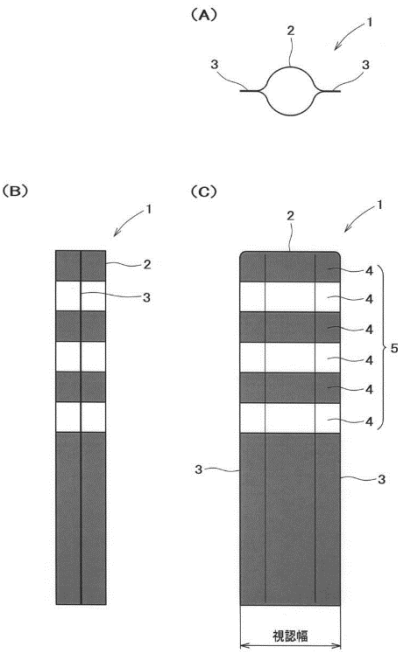


第 4 被告製品の使用例

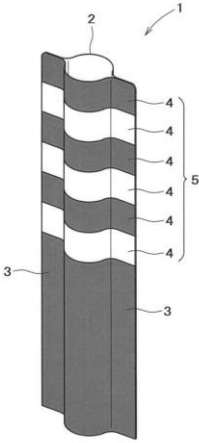


第 5 被告製品の文字入れ例

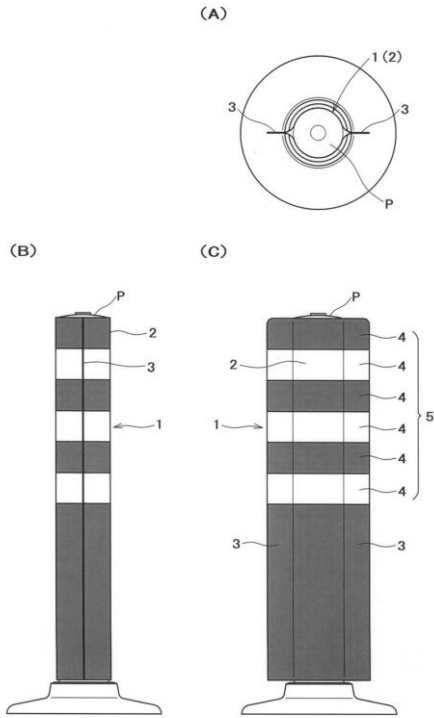




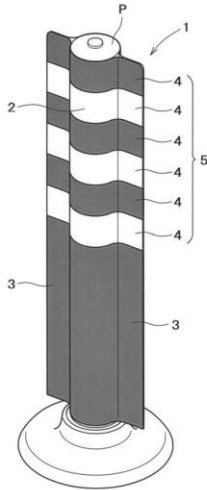
【図 1】



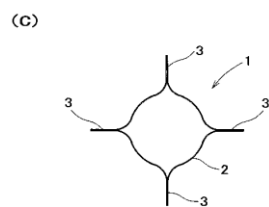
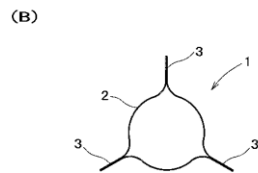
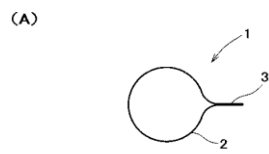
【図 2】



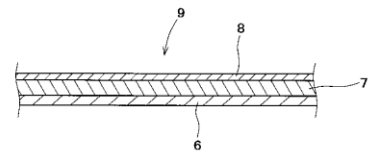
【図 3】



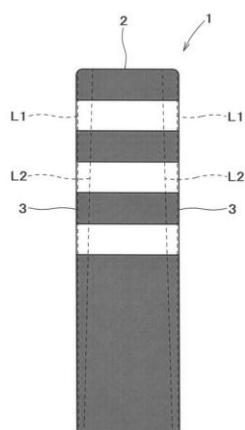
【図 4】



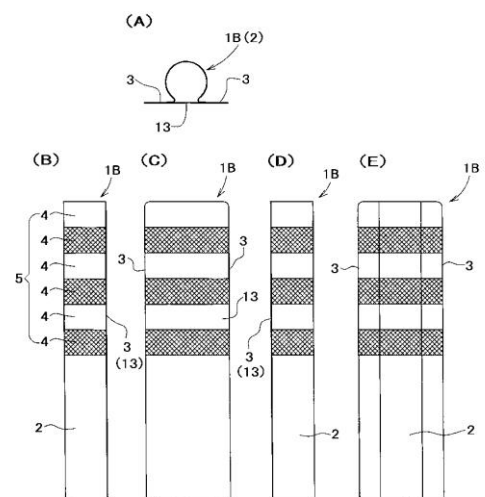
【図 5】



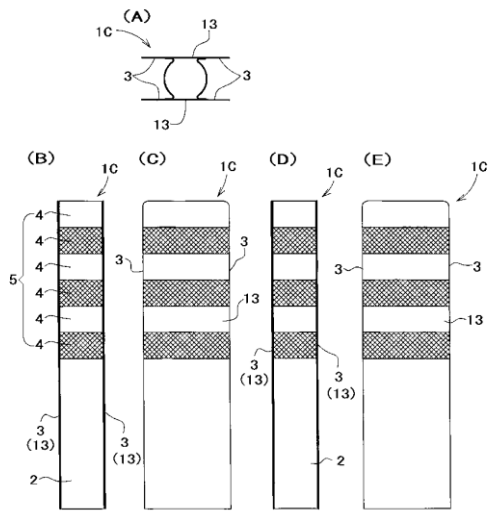
【図 6】



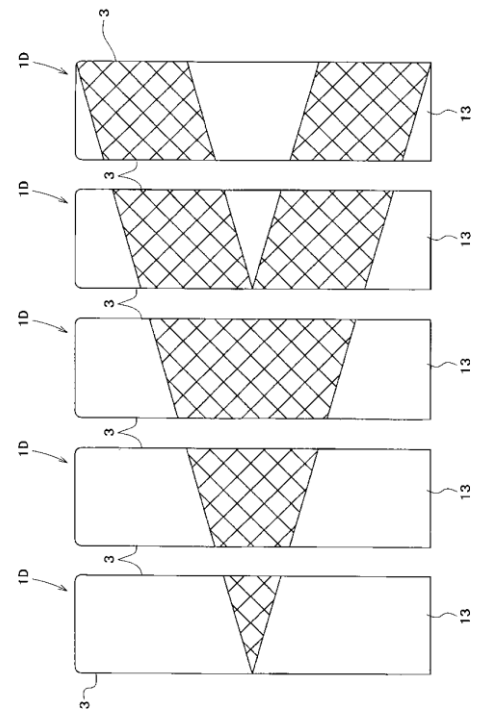
【図 7】



【図 9】



【図 10】



【図 11】